

農業のモダリティに関する議長テキスト改訂版(仮訳)
(2008年2月8日)

I. 国内支持

A. 貿易歪曲的国内支持の全体削減:階層方式

基礎水準

1. 貿易歪曲的国内支持全体の削減基礎水準(以下、“基礎OTDS”)は、
 - (a) 加盟国の譲許表第4部に示される総合AMSの最終約束水準、
 - (b) 先進加盟国については、1995-2000年の基準期間における農業総生産額の平均の10%(これは品目別及び品目非特定AMSそれぞれの総生産額の平均の5%からなる)、及び
 - (c) 1995-2000年の基準期間における農業委員会に通報した青の政策の平均支出額と基準期間の農業総生産額の平均の5%のいずれか大きい方、の合計とする。

2. 途上加盟国については、上記パラグラフ1(b) は、加盟国が選択することができる1995-2000年又は1995-2004年のいずれかの期間における農業総生産額の平均の20%とする。途上加盟国については、上記パラグラフ1(c)の基準期間は、加盟国が選択することができる1995-2000年又は1995-2004年のいずれかとする。

階層削減方式

3. 基礎OTDSは、次の階層方式に従って削減される:
 - (a) 基礎OTDSが、600億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)よりも大きい場合には、削減は[75][85]%;
 - (b) 基礎OTDSが、100億ドルより大きく600億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合には、削減は[66][73]%;
 - (c) 基礎OTDSが、100億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合には、削減は[50][60]%。

4. 第2階層に属し、基礎OTDSが相対的に高い(すなわち、1995-2000年における農業総生産額の平均の少なくとも40%)先進加盟国は、追加的な努力を行う。追加的削減は、上記パラグラフ3(a)とパラグラフ3(b)にそれぞれ示されている削減率の差の半分に匹敵するものとする。

実施期間と段階的削減

5. 先進加盟国は、削減を5年間で6段階実施する。

(a) 上記パラグラフ3(a)及び3(b)に示される上位2階層に属する加盟国は、基礎OTDSは、実施初日に3分の1削減される。残りの削減は、5年間毎年等量で実施される。

(b) 上記パラグラフ3(c)に示される第3階層に属する加盟国は、基礎OTDSは、実施初日に25%削減される。残りの削減は、5年間毎年等量で実施される。

特別かつ異なる扱い

6. 総合AMSの最終約束をしていない途上加盟国は、基礎OTDSの削減約束を行うことを求められない。

7. 総合AMSの最終約束水準を有する途上加盟国については、基礎OTDSに適用される削減は上記パラグラフ3(c)に示される関連削減率の3分の2とする。しかし、G/AG/5/Rev.8の文書に掲載された食料純輸入開発途上加盟国(以下、“NFDCs”)は、基礎OTDSの削減約束を行うことを求められない。

8. 途上加盟国については、削減を8年間で9段階実施する。基礎OTDSは、実施初日に20%削減される。残りの削減は、8段階で均等に毎年実施される。

新規加盟国

9. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及びベトナムは、最も新しい新規加盟国(以下、“RAMs”)であるため基礎 OTDS の削減約束を行うことを求められない。小規模低所得移行経済 RAMs(新規加盟国)¹は、基礎 OTDS の削減約束を行うことを求められない。総合AMSの最終約束水準を有するその他のRAMs(新規加盟国)の削減約束は、上記パラグラフ3(c)に示される関連削減率の3分の2であり、上記パラグラフ8の規定に従って実施される。

その他の約束

10. 後発開発途上加盟国を除く全加盟国は、上記で規定された基礎水準、年々および最終のOTDS約束水準を、金額ベースで譲許表第4部に譲許する。これ

¹ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス共和国及びモルドバに適用される。

らモダリティの下で如何なる削減約束も求められない途上加盟国は、基礎OTDSのみ譲許する。

11. これらモダリティの下で基礎OTDSの削減約束を有する加盟国は、約束は最小限の全体的な約束として適用される。実施期間中とその後において、各加盟国は、各OTDSの構成要素である貿易歪曲的支持の実施水準の合計が、譲許表第4部で示された年々及び最終のOTDS約束水準を超過しないことを保証する。

12. 農業協定は、上記条項との一貫性を確保するために、必要に応じ、既存の条項の改正を含めこれらのOTDSに関するモダリティを規定するために改正される。

B. 総合AMSの最終約束水準: 階層方式

階層削減方式

13. 総合AMSの最終約束水準は、次の階層方式に従って削減される:

(a) 総合AMSの最終約束水準が、400億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)より大きい場合は、削減は70%;

(b) 総合AMSの最終約束水準が、150億ドルより大きく400億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合は、削減は60%;

(c) 総合AMSの最終約束水準が、150億ドル(譲許上の通貨が異なる場合はそれと同等の額)以下の場合は、削減は45%。

14. 総合AMSの最終約束水準が相対的に高い(すなわち、1995-2000年における農業総生産額の平均の少なくとも40%)先進国は、属する階層に適用される水準より高水準の削減という形で、追加的な努力を行う。加盟国が第2階層に属する場合、追加的削減は上記パラグラフ13(a)とパラグラフ13(b)に示されている削減率の差に匹敵するものとする。加盟国が最下位階層に属する場合、追加的削減は上記パラグラフ13(b)と13(c)に示されている削減率の差の半分に匹敵するものとする。

実施期間と段階的削減

15. 先進加盟国については、総合AMSの最終約束水準の削減は、5年間で6段階実施される。上記パラグラフ13(a)とパラグラフ13(b) に示される上位2階層に属する先進加盟国は、実施の初日に[25]%の削減を実施し、それ以降は、5年間で毎年等量削減する。その他の先進加盟国は、削減は実施期間の初日に開始し、5年間で6回均等に実施する。

特別かつ異なる扱い

16. 総合AMSの最終約束水準の約束を有する途上加盟国に適用される削減は、上記パラグラフ13(c)において先進加盟国に適用される削減率の3分の2とする。総合AMSの最終約束水準の削減は、実施期間の初日に開始し、8年間で9回均等に実施される。
17. G/AG/5/Rev.8の文書で掲載されたNFIDCsは、総合AMSの最終約束水準の削減約束を行うことを求められない。
18. 途上加盟国は、各々が有する現行のWTO上の義務の下、農業協定6条2項の規定を引き続き使用できる。

新規加盟国

19. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及びベトナムは、最も新しい新規加盟国であるため総合AMSの最終約束水準を行うことを求められない。小規模低所得移行経済RAMsは、総合AMSの最終約束水準の削減約束を行うことを求められない²。これらの加盟国の場合、債務支払を補填する融資と同様に、一般的に農業に利用できる投資補助、農業投入財への補助、融資コスト削減のための補助金も総合AMSの算定から除外される³。総合AMSの最終約束水準の削減約束を有するその他のRAMsは、削減約束は、上記パラグラフ13(c)に示される削減率の3分の2であり、上記パラグラフ16の規定に従って実施される。

その他

20. 農業協定18条4項は、その規定で言及されている状況に応じるために引き続き

² 総合AMSの最終約束水準の約束を有する唯一の加盟国であるモルドバに適用される。

³ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス共和国及びモルドバに適用される。

適用される。

C. 品目別AMSの上限

一般

21. 品目別⁴AMSの上限は、当該加盟国の譲許表第4部に、金額ベースで、以下のパラグラフに規定される条件に従って譲許される。
22. 米国を除く全ての先進加盟国について、譲許表に示される品目別AMSの上限は、農業委員会に通報されてきたウルグアイ・ラウンドの実施期間(1995-2000年)中の品目別AMSの平均とする。
23. 米国のみについては、譲許表に示される品目別AMSの上限は、農業委員会に通報されてきたウルグアイ・ラウンドの実施期間(1995-2000年)の品目別AMSの合計額の平均に、[1995-2004年の]期間中の品目別AMSの平均を比例的に乗じた結果として得られる数値とする。
24. 加盟国が、上記パラ22及びパラ23で示された基準期間後に、ウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項のデミニミス水準を上回る品目別AMSを計上し、かつ基準期間中にデミニミス水準を上回る品目別AMSの支出がなかった場合、譲許表に示される品目別AMSの上限は、モダリティ採択の日に先立つ直近2年間における農業委員会に通報されてきた品目別AMSの平均とする。
25. 上記パラ22及びパラ23で示された基準期間中の各年度における品目別AMSがウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項により規定されたデミニミス水準を下回っており、かつ当該加盟国がパラ24に規定される状況に該当しない場合には、当該品目に関して譲許される品目別AMSの上限は、金額ベースで示されるそのデミニミス水準としてよい。
26. 譲許された品目別AMSの上限は、実施期間の初日に完全に実施される。通報された直近2年間の品目別AMSの平均の方が高い場合には、上限は、その直近2年間の平均又は譲許された上限の130パーセントのいずれか低い方を開始点とし、3年間で均等に削減される。

⁴ “品目別”約束とは、ウルグアイ・ラウンド農業協定で使用されているものと同様の意味である。

特別かつ異なる扱い

27. 途上加盟国は、次の方法のいずれか一つを選択し、その選択された方法に従って、全ての品目について約束水準を譲許することによって、品目別AMSの上限を決定する。

(a) 農業委員会に通報された当該加盟国によって選択され得る基準期間1995-2000年又は1995-2004年における品目別AMSの平均;又は

(b) 上記(a)と同じ基準期間における、ウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項に規定された、その加盟国の品目別デミニミスの2倍;又は

(c) ドーハ・ラウンドの実施期間における当該年における総合AMSの譲許水準の20%

28. 途上加盟国が品目別AMSの上限の決定の方法として上記パラ27(a)を選択した場合には、当該加盟国は上記パラ24及びパラ25の規定の適用も受けられる。

29. 農業協定6条3は、これらのモダリティを反映するため、修正される。

D. デミニミス

削減

30. 農業協定6条4項(a)に規定される先進国のデミニミス(すなわち、品目別デミニミスについては加盟国の基礎農産品の生産総額の5%、品目非特定デミニミスについては加盟国の農業総生産額の5%)⁵は、加盟国の譲許表に金額ベースで示され、[実施期間の当初から][5年間等量で]少なくとも[50][60]%削減される。さらに、実施期間中のいずれかの年において、毎年又は最終的なOTDSの約束水準を超えないことを確実にするために、このパーセンテージよりも低いデミニミスの水準が求められる場合には、デミニミスの権利とされる水準にそのような追加的な削減を行うものとする。

⁵ 上記パラ 24 および 25 における追加的な柔軟性を加盟国が用いて、通常の基準期間では取得できない品目別 AMS 上限の権利を取得した場合、通常の基準期間を通じて計算される当該品目別デミニミス分は、削減約束にかかるデミニミスのベースから差し引かなければならず、それによって二重計上を回避する。

特別かつ異なる扱い

31. 総合AMS最終約束を有する途上加盟国については、現行のWTO上の義務下で許容されるウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項(b)に規定されるデミニミス水準(すなわち、品目別デミニミスの場合には加盟国の基礎農産品の生産総額の10%、品目非特定デミニミスの場合には加盟国の農業総生産額の10%)⁵は、上記パラ30に規定される削減率を少なくとも3分の2に削減する。その実施に係るタイムフレームは、先進国よりも3年間延長されたものとする。さらに、実施期間中のいずれかの年において、毎年のもしくは最終的なOTDSの約束水準を超えないことを確実にするために、このパーセンテージよりも低いデミニミス水準が求められる場合には、デミニミスの権利とされる水準にそのような追加的な削減を行うものとする。
32. 総合AMS最終約束を有していない途上加盟国、総合AMS最終約束を有しているが自給的農家及び資源の乏しい農家にほとんど全てのデミニミス配分している途上加盟国、又はG/AG/5/Rev.8の文書に掲載されたNFIDCs(食料純輸入開発途上加盟国)に該当する途上加盟国は、ウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項(b)に規定される品目別及び品目非特定のデミニミスに関する上限までのアクセスが現行のWTO上の義務下において同様に許容され続ける。

新規加盟国

33. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ベトナムは、最も新しい加盟国としてデミニミスの削減を行う必要がない。小規模低所得経済移行新規加盟国⁶はデミニミスの削減を行う必要がない。総合AMS最終約束を有し5%のデミニミス水準を有している他のRAMs(新規加盟国)については、上記パラグラフ30で示される削減率の少なくとも3分の1が削減され、その実施のためのタイムフレームは5年間延長される

その他

34. ウルグアイ・ラウンド農業協定6条4項の規定は、これらモダリティを反映

⁶ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス共和国及びモルドバに適用される。

するため、修正される。

E. 青の政策

基本的な規律

35. 以下に示される国内支持の支払額は、以下のパラグラフに規定される制限に整合的である限り、その加盟国の現行の総合AMS水準の計算から免除される：

(a) 生産制限計画による直接支払であって次のいずれかに該当するもの：

- (i) 一定及び不変の面積及び生産に基づいて行われる支払
- (ii) 一定及び不変の基準となる生産水準の85%以下の生産水準について行われる支払
- (iii) 一定及び不変の頭数について行われる家畜に係る支払

又は

(b) 生産を要しない直接支払であって次に該当するもの：

- (i) 一定及び不変の基準及び生産に基づいて行われる支払、又は
- (ii) 一定及び不変の頭数について行われる家畜に係る支払、及び、
- (iii) 一定及び不変の基準となる生産水準の85%以下の生産水準について行われる支払

36. 各加盟国は、この交渉ラウンドでのすべての青の約束について、(a) 又は (b) のカテゴリーのいずれを選択したのかを譲許表で特定する。全ての加盟国に適用されるこのルールからの逸脱は、譲許表の最終決定に先立つ全加盟国の合意によることとなろう。いかなる状況においても、特定の品目又は品目群に対して両方のカテゴリーが適用されることは許されない。

37. 下記のパラ43に従って国内支持をAMSから青の政策へと移行する、又は下記のパラ46及び51に従って今次交渉妥結後に品目別の青の政策を導入しようとする国は、上記の基準に従っていずれかのカテゴリーを選択できるが、一度選択して譲許すれば、これに拘束される。

追加的規律

(a) 青の政策全体の上限

38. 青の政策の上記基準に従い、6条5項の下で支払われる支持の最大許容額は、存在する農業委員会への通報に基づく1995-2000年の基準期間中の農業総生産額の平均の2.5%を超えないものとする。この制限は、加盟国の譲許表第4部に金額ベースで示され、実施期間の初日から適用される。
39. 1995-2000年の基準期間中に、ウルグアイ・ラウンド農業協定6条5項の条件に即して、青の政策が貿易歪曲的国内支持において例外的に大きな割合—40%と定義—を占める加盟国の場合は、その加盟国の上限は、基準期間における平均の量に一定の削減率を乗じることにより決定される。その削減率は、当該加盟国が行う総合AMSの最終約束水準の削減率と同じとする。この青の政策の上限は当該加盟国の譲許表第4部で金額ベースで示され、譲許される。即時の実施が過度な負担となる場合には、そのような加盟国に対して[2]年までの実施期間が付与される。

(b) 品目別上限

40. 米国以外の全ての加盟国にとって、青の政策として特定の品目に支出され得る支持の上限額は、1995-2000年の期間のウルグアイ・ラウンド協定6条5項(a)に適合した当該品目への平均支出額とする。これらの品目別上限は当該加盟国の譲許表第4部で金額ベースで示され、譲許されるとともに、実施期間の初日から適用される。
41. 1995-2000年の期間全体にわたって6条5項(a)に適合した青の政策の支出がなされていない場合、当該加盟国は当該期間において少なくとも3年連続して通報されていれば、当該期間における通報年の平均支持額を使用する。
42. 米国にとって、上記パラ35(b)の下での特定の品目に支出される支持の額は、青の政策全体の上限(1995-2000年の期間における農業総生産額平均の2.5%)を、2002年農業法の下で法的に定められた品目別の最大支出許容額の比率で按分して得られる品目別平均額の[110][120]%を超えないものとする。これらの金額ベースで示される品目別上限は本モダリティの附属書Aとして添付され、当該加盟国の譲許表第4部で示される。
43. 品目別の青の政策の許容額は、1:1(綿花の場合は異なり、その比率は2:1とする)で対応した不可逆的な品目別AMS上限の削減が、当該品目でなされる場合には、上記パラ40-42の下で決定される上限を超えてもよい。

44. これ(AMSから青の政策への移行)が今次交渉が行われている時点で生じた場合には、この「移行」を説明する十分な文書が提示されなければならない、それは、一方では上記の方法が適用された場合に譲許表に記載されることとなる品目別AMS上限を、他方では上記の方法が適用された場合に(譲許表)に記載されることとなる青の政策の支出額を、(移行の)出発点として立証可能であるよう確実に示したものでなければならない。
45. これ(AMSから青の政策への移行)が改革過程の継続の結果として、譲許後や実施期間中に生じた場合には、譲許された品目別の青の政策の上限の新設又は増加に応じて、譲許された品目別AMS上限の削減が、正確に対応されなければならない。いずれの状況においても、青の政策全体の上限はいかなる場合にも超えることはできない。
46. 上記にかかわらず、上記の規定で定められる青の政策の上限に照らして品目別の青の政策の支払がなく、かつ、基準期間に特定の品目のAMS実績がない場合は、品目別の青の政策の上限は、当該品目への支持全体が青の政策全体の上限の5%を超えず、単一品目に対する最大額が2.5%で、青の政策全体の上限が守られている場合に、その品目に対して設定できる。この規定は、上記パラ35(a)の条件に合致する種類の直接支払を有する先進加盟国に適用され、今次交渉ラウンドの約束のために1度限り適用できる規定である。金額及び該当品目は譲許表に示されなければならない。この手段が用いられる場合、当該加盟国は、削減方式の適用により受けるAMSの削減額に加えて、(青の政策の上限水準と)同等の総合AMSの削減を行わなければならない。
47. [加盟国のある年における青の政策全体は譲許の範囲内であるが、品目別の青の政策が譲許上限を超える場合には、年々又は最終の総合AMSの約束水準及び品目別AMS約束水準を超えない限り、当該品目への支持は(譲許上限を超える部分だけでなく)全体として総合AMSの計算に含まれるよう要求される。
48. 加盟国の特定年における青の政策全体が譲許上限を超える場合には、譲許された品目別の青の政策の上限を超えているか否かにかかわらず、年々又は最終の総合AMS約束水準の上限及び品目別AMS約束水準を超えない限り、当該支持は(譲許上限を超える額だけでなく)全体として総合AMSの計算に含まれるよう要求される。]

特別かつ異なる扱い

49. 途上加盟国については、上記パラ38に示される支持の最大許容額は、加盟国の選定に応じて1995-2000年又は1995-2004年の基準期間における農業総生産額の平均の5%とする。この上限は途上加盟国の譲許表第4部で金額ベースで示され、譲許される。しかしながら、今次交渉の妥結後にAMSから青の政策への移行がある場合には、当該途上加盟国は、その時点に利用可能な直近5カ年の期間を基準期間として選定することができる。

50. ある品目が、基準期間において、農業総生産の平均額に占める割合の25%を超え、かつ、年々の総合AMS約束水準の平均の80%を超える場合には、AMSから青の政策へ1:1で不可逆な移行を選択した途上加盟国は、前述のパラグラフにおいて規定される青の政策全体の上限を超える場合においても、それを行うことができる。

51. 上記パラ46の規定に関して、途上加盟国が上記の規定で定められる青の政策の上限に照らして品目別の青の政策の支払がなく、かつ、基準期間に特定の品目のAMS実績がない場合、品目別の青の政策の上限は、当該品目への支持全体が青の政策全体の上限の7.5%を超えず、単一品目に対する最大額が5%で、青の政策全体の上限が守られている場合に、その品目に対して設定できる。

新規加盟国

52. 新規加盟国については、上記パラ38で示された支持の最大支出許容額は1995-2000年の基準期間における農業総生産額の平均の5%とする。しかしながら、今次交渉の妥結後にAMSから青の政策への移行がある場合には、当該加盟国は、その時点にデータが利用可能な直近5カ年の期間を基準期間として選択することができる。

その他

53. 農業協定6条5項は、上記モダリティを反映するよう修正される。

F. 緑の政策

54. 農業協定附属書2は、本文書の附属書Bに示されているとおり修正される。

G. 綿花:国内支持

綿花に対する支持の削減

55. 綿花に対するAMS支持は、以下の方式に従い削減される。

$$R_c = R_g + \frac{(100 - R_g) * 100}{3 * R_g}$$

R_c = 綿花に適用される具体的な削減率

R_g = AMSの一般的な削減率

56. これを、1995年から2000年までsupporting table DS:4に加盟国が通報した総計の算術平均として計算された支持の基準額に適用する。綿花に適用される青の政策の上限は、前条で規定した方法で定められる品目別上限の3分の1とする。

実施

57. 綿花の貿易歪曲的国内支持の削減は、実施期間の3分の1の期間で実施する。

特別かつ異なる扱い

58. この協定に係る規定の下、綿花に係るAMS及び青の政策の約束について、途上加盟国は、上記パラグラフ55で規定した水準の3分の2の削減率を適用する。

59. 途上加盟国は、先進加盟国よりも長い期間を通じて綿花に対する約束を削減する。

II. 市場アクセス

A. 関税削減のための階層方式

削減における基本的事項

60. 策定される他の特定の規定に従いつつ、全ての最終譲許税率⁷は、以下のパラグラフに規定される階層方式により、削減される。

⁷ ここでは、加盟国の譲許表セクション 1-A で特定されるすべての枠外税率を指す。枠内税率は関連するパラグラフの下での約束に従う。

61. 非従価税の最終譲許水準を階層方式の適切な階層に当てはめるため、加盟国は、関連規定とともに、2006年7月12日文書(TN/AG/W/3)の附属書Aの従価税換算値(AVE)の計算方法に従う。計算された従価税換算値は全て、モダリティの附属書に掲載される。

階層方式

62. 先進加盟国は、次の階層方式に従って最終譲許税率を5年間等量で削減する：

(a) 最終譲許税率又は従価税換算値が0超20%以下の場合は、削減は[48-52]%;

(b) 最終譲許税率又は従価税換算値が20%超50%以下の場合は、削減は[55-60]%;

(c) 最終譲許税率又は従価税換算値が50%超75%以下の場合は、削減は[62-65]%;
及び

(d) 最終譲許税率又は従価税換算値が75%超の場合は、削減は[66-73]%。

63. 先進国が実施することが求められる最終譲許税率に対する最低平均削減率は、[54]%とする。下記のセクションBで概説される重要品目の扱いも含めた上記の階層フォーミュラの扱いを適用するによって平均削減率が[54]⁸%より小さくなる場合には、その目標値に達するよう、全階層で比例的に追加的な努力が求められる。

64. 下記パラ66に掲げる場合を除き、途上国は、以下の階層方式により、最終譲許税率を8年間均等に削減するものとする。：

(a) 最終譲許税率又は従価税換算値が0超30%以下の場合、削減はパラ62(a)の先進国の削減率の2/3;

(b) 最終譲許税率又は従価税換算値が30%超80%以下の場合、削減はパラ62(b)の先進国の削減率の2/3;

(c) 最終譲許税率又は従価税換算値が80%超130%以下の場合、削減はパラ62(c)の先進国の削減率の2/3; 及び、

⁸ これには、熱帯産品やタリフエスカレーションに関する削減についてのモダリティによる削減は含まれない。ただし、これらによる削減の効果が、加盟国の全体の平均削減率をさらに従価税換算値で2.5%以上増加させる場合は、この限りでない。

(d) 最終譲許税率又は従価税換算値が130%超の場合、削減はパラ62(d)の先進国の削減率の2/3

65. 途上国がこのフォーミュラ適用の結果として約束することが求められる最高平均削減率は、[36]%とする。上のフォーミュラ適用により、平均削減率が[36]%より大きくなる場合には、当該途上国はその最高平均削減率以下に収まるよう、階層間で比例的により低い削減率を適用するとの柔軟性を有する。

66. 小規模脆弱経済国⁹は、パラ64で特定される削減率を各階層で更に従価税換算値で10%下回る削減率を適用する権利を有する。

新規加盟国

67. 新規加盟国は、各階層の関税削減率について、パラ64の階層方式適用の場合の削減率を各階層で従価税換算値で[7.5]%分少なくする権利を有する。全ての新規加盟国は10%以下の最終譲許税率については、削減を免除する。

68. サウジアラビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ベトナム、トンガは、最も新しい加盟国、かつ小規模低所得移行経済新規加盟国¹⁰として譲許税率の削減を求められない。

69. 他の全ての新規加盟国については、このモダリティに基づく約束の実施期間がWTO加盟時の約束の実施期間と重複している場合、このタリフラインに関するモダリティに基づく約束の実施期間の開始は、加盟約束の実施期間の終了後1年後とする。

70. 新規加盟国の実施期間は、途上国の実施期間終了後2年まで延長することができる。

71. より具体的な規定は、この文書の関連部分に記載されている。

⁹ 関係する国々は、パラグラフ 151 にて記載された基準を満たしており、附属書 I に記載されている国である。枠組み合意で明らかにされたように、小規模脆弱経済国 (SVEs) については新しい加盟国の小分類を作ることは意図されていない。そうした原則を心に留めつつ、以下の加盟国については、この扱いが大雑把に相対的に適当であると考えられるとの前提で、SVE の加盟国でなくとも、当該加盟国自身が利用することを選べば、この扱いを受ける資格があると考えられる(コンゴ、コートジボワール及びナイジェリア。加えてパラ 151 の基準に合致することを示すデータを提供可能な加盟国)。

¹⁰ アルバニア、アルメニア、グルジア、キルギス及びモルドバに適用される。

B. 重要品目

指定

72. それぞれの先進加盟国は、[有税]タリフラインの[4][6]%までを重要品目として指定する権利を有する。タリフラインの30%以上が最上階層に属する加盟国は、下記のパラ76に掲げる条件に従い、重要品目の数を[6][8]%に増やすことができる。関税を6桁で譲許していることにより、タリフラインの絶対数で不均衡な制限を強いられる場合には、当該加盟国は同様にその権利を[6][8]%に増やすことができる。
73. 途上加盟国は、タリフラインの1/3分多い数までを重要品目として指定する権利を有する。

取扱い－関税削減

74. 加盟国は、重要品目に指定された品目の最終譲許税率について、指定しない場合に要求される階層削減率からの乖離が認められる。この乖離は、階層方式削減で求められる削減率の1/3、1/2、2/3とする。

関税割当拡大

75. 上記のパラ72及び以下のパラ76-77に係る規定の適用による先進加盟国の関税割当は、乖離2/3が使われる場合、物理的単位で表した国内消費量の最低[4][6]%の新しいアクセス機会を導くものとする。他方、乖離1/3が使われる場合、新しいアクセス 기회は国内消費量の最低[3][5]%とする。乖離1/2が使われる場合、新しいアクセス機会 は国内消費量の最低[3.5][5.5]%とする。¹¹
76. 加盟国がパラ72に沿って、重要品目の数を増やす権利を有し、その権利を行使することを選択する場合は、全先進加盟国について適用される[4][6]%の品目の に対しては、パラ75に掲げる拡大幅が維持される。パラ72により、加盟国が更に [2]%の品目を重要品目に指定するためには、当該加盟国は、乖離の幅にかかわら ず、追加して重要品目に指定する品目について、通常提供される拡大に加え、さ

¹¹ 関税割当拡大の計算については、附属書 C を参照。

らに国内消費量の[0.5][1]%の拡大が達成されることを確保する義務を有することとなる。さらに、譲許関税削減の約束適用後もなお、加盟国が従価税100%を超えるタリフラインを[有税]タリフラインの4%以上維持することを求める場合には、全ての重要品目について、国内消費量の[]%の更なる拡大を適用する。

77. 既存の譲許関税割当の量が既に国内消費量の10%以上で、乖離1/3が使用される場合、パラ75の関税割当拡大は国内消費量の[2.5][3.5]%を上回らなくてもよい。乖離1/2が使用される場合、パラ75の関税割当拡大は国内消費量の[3][4]%を上回らなくてもよい。輸入が国内消費量の30%以上の場合、拡大は、それぞれの乖離について、国内消費量の[2][3]%, [2.5][3.5]%を上回らなくてもよい。

78. 途上加盟国に対しては、先進国の2/3の関税割当拡大が適用される。途上加盟国の国内消費量には、自給生産の自家消費は含まれないものとする。

79. 重要品目の関税割当拡大は、MFNベースでのみ譲許し、適用するものとする。初回の実施は、実施期間の初日に行われ、国内消費量の最低1%の実施となる。その後、1%ずつの追加的拡大が12ヶ月の各期間の満了時に実施されることとなる。

C. その他の要素

タリフエスカレーション

80. 以下に規定されるタリフエスカレーションの方式は、附属書 D に掲載される一次産品と加工品のリストに適用される。

81. 階層方式の関税削減フォーミュラの適用に加えて、タリフエスカレーションは、以下の方法で対処される。

82. 加工品が属する(最高階層を除いた)階層における最終譲許税率に適用される削減をする代わりに、加工品は、[1段上の階層]最高階層の関税に適用される削減を行う¹²。最高階層に属する加工品は、タリフエスカレーションでない場合の削減率[の従価税で6%多い][の1.3倍]の削減率を適用して削減。

¹² [もしくは、削減はこれらの2つのオプションのちょうど中間。]

83. これらの補完的な削減は、次の 2 つの状況においては、関連品目について緩和される。第1に、[一番下の階層の場合は除き]いかなる階層においても、通常の関税フォーミュラ適用後の加工品と一次産品の間に関税の絶対差が従価税で5%以下の場合、タリフエスカレーションによる更なる調整は必要としない。
84. 第 2 に、タリフエスカレーションの調整フォーミュラの適用により、加工品の関税が一次産品に適用されるよりも低くなる場合、タリフエスカレーションの調整フォーミュラは完全には適用されない。このような場合、加工品の関税削減率は、加工品の最終譲許税率が一次産品の最終譲許税率より同じ程度、ただし、それ以下にはならないことが確保されるよう緩和される。
85. タリフエスカレーションの取扱いは、重要品目に指定される品目には適用されない。熱帯産品としての関税削減がタリフエスカレーションのフォーミュラを適用した場合の関税削減よりも大きくなる場合は、熱帯産品としての関税削減が適用される。
86. このモダリティは先進国及びそうすべき立場にある開発途上国にも適用される。

一次産品

87. タリフエスカレーションによる悪影響が、階層方式やタリフエスカレーションに対する特定の措置を通じて排除されなかった場合、加盟国は一次産品依存国とともに、満足のいく解決方法を得るよう取り組まなければならない
88. これに合致する形で、以下の手法が適用可能。
- (a) 一次産品依存途上国は、単独であるいはグループとして、タリフエスカレーションに対処するため、自らにとって関心ある産品を特定及び提示する。これらは、モダリティの一部として採択される。これにより、タリフエスカレーションとして対処すべき品目の組み合わせが示される。
 - (b) 先進国及びそれを行う立場にある途上国は、特定された産品についてタリフエスカレーションの削減を行う。
 - (c) 実施期間終了時に、特定された一次産品と加工品との違いは[X]パーセントを超えないものとする。この目的のため、途上国によって特定された産品にかかる全ての非従価税は従価税で譲許される。
89. 一次産品貿易に影響を与える非関税措置の撤廃に関する交渉に係る適切な手続に関する規定も定めることとする
90. 安定的かつ公平で利益を生む水準で、農業一次産品の輸出価格を安定化させるため、政府間商品協定を含め、加盟国が適切な方法を採用することにより共同行動を実施する可能性を保証するための規定が策定される。とりわけ、WTO加盟国が農業一次産品の輸出の「安定的かつ公平で利益を生む価格」を保証するために国際協定を通じて「共同行動」をとることを定めている1994年のガット第4編の貿易と開発の章の38条の規定は、「協定」という文言が、全ての利害関係のある生産国と消費国が参加する一次産品協定と一次産品依存の生産国だけが参加する協定の両方が対象とされるよう、見直され、明確化され、改良されるべきである。
91. 上記のパラグラフの規定に従った政府間商品協定の交渉及び採択は、生産国及び消費国共同で、あるいは一次産品依存生産国のみのどちらかの方法により行われる。
92. そのような政府間商品協定は、それらの国々自身によって協議、採択されるか、WTO、UNCTAD、または国際的一次産品機関の主権の下の協議の後採択される。

93. 政府間商品協定は、国際的に、あるいは地域をベースに協議、採択される。
94. そのような合意により、生産者組合の参加が提供されることもある。
95. 1994年のガット20条(h)の一般例外規定は、関心のある一次産品生産国のみが締約国の政府間商品協定にも適用される。
96. 技術的支援は、特に一次産品の世界市場の改善と政府間商品協定の採択と実施のために提供される。
97. 上記パラ95及び96の規定に従って技術的支援を提供するために国際貿易及び他の機関より必要とされる財源は、貿易のための援助を管理するためにWTOに設置された仕組みを通じて監視される。

関税簡素化

98. いずれの関税についても、現在譲許されている関税形態より、複雑な形態での譲許を認めない。
99. 加盟国の譲許表において譲許された品目の[全ての][その少なくとも[90%]の]関税について、単純な従価税とする。加盟国が既に譲許関税の少なくとも[90%]を単純な従価税としている場合、加盟国は、残りの非従価税品目の[50%]以上を、単純な従価税に変換する。同じ4桁のHS番号の下にある全ての関税は、同じ形態の関税とする。
100. この関税簡素化は、実施期間の初日に全て反映される。[しかし、現在60%以下の譲許関税が単純な従価税である加盟国は、以下の事項を確保する：
 - (a) 少なくとも全ての譲許関税の[75%]が実施期間の初日に単純な従価税となる。
 - (b) 少なくとも全ての譲許関税の[80%]が12ヶ月以内に単純な従価税となる。
 - (c) 全ての譲許関税の[90%]が実施期間の2年目の最終日までに単純な従価税となる。
101. どの場合においても、また、前のパラグラフの内容にかかわらず、複雑なマトリックス関税のような、特に複雑な形態の譲許税率は、実施期間の初日までに、従価税に変換される。複合税・混合税は、実施期間の1年目の最終日までに、(上記

で規定された範囲で)単純な従価税か従量税に変換される。最終譲許された非従価税品目の従価税換算値への変換又は前のパラグラフに示されたような複合税・選択税・その他非常に複雑な関税の従量税又は従価税への変換方法は、2006年7月12日の文書(TN/AG/W/3)の附属書Aに記載された従価税換算の計算方法による。

102. このような変換を行う途上国のために、この結果を達成するために、もし適用が可能であれば2年間追加的に長い実施期間が与えられる。後発開発途上国には、これらの変換が免除される。
103. 簡素化された関税は加盟国の譲許表案に示される。提案されるすべての簡素化の場合において、加盟国は簡素化された関税が当初の複雑な関税に対応し、かつ、その当初の複雑な関税を超えて上回ったものではなく、また、提案される簡素化された関税が、合意された方法論に沿ったものである、ということを示す根拠となるデータを提出する。全加盟国は、提案される簡素化を評価するための時間を十分に与えられ、簡素化を行う約束した加盟国は、提案される変換内容に関してなされる質問事項に建設的な回答をしなければならない。求めに応じて、WTO事務局は、技術的な事項についての助言や、途上国に対する技術的な支援を行う。
104. 実施期間の初日以降に関税簡素化の実施に関する上記のような規定ができた場合、その時点までの譲許税率の削減は、当該加盟国の既存の譲許税率をベースに行うものとする。簡素化された関税が譲許約束となるまでの間、この既存の譲許税率ベースでの削減は、法的に拘束された約束となる。当該加盟国の譲許表案において、どのタリフラインが簡素化に関係し、いつの時点でそれらのラインが簡素化が適用されるのか明らかにされなければならない。

関税割当

(a) 譲許枠内税率

105. 加盟国の譲許最終枠内税率の最終的な削減は、[一般品目の削減率][先進国は重要品目の削減率の20%増し、途上国は同14%増し]以上とする。実施期間及び段階的削減は、既存の譲許枠外税率の削減方法に従う。[枠内税率は先進国は5年間等量で削減し、撤廃する。途上国は既存の枠内税率の削減が求められない。]

106. ドーハラウンドでの新たな関税割当輸入の機会としての枠内税率は、[ゼロで譲許][階層方式の下で適用されるものと同率で譲許するが、重要品目の指定の結果として適用される乖離は、最高階層の品目は10%の従価税ポイント、第2階層の品目は7.5%の従価税ポイント、第3階層の品目は5%の従価税ポイント、第4階層の品目は2.5%の従価税ポイント、それぞれ小さい値とする。この方法の下で結果的に10%未満の関税はゼロで譲許し、いかなる場合も枠内税率は30%を超えてはならない。

107. 枠内税率の削減は、(適用されるならば)平均削減の計算には使用されない。

(b) 関税割当の運用

108. 譲許された農産品の関税割当の運用は、輸入許可手続に関するウルグアイ・ラウンド協定における「輸入許可」の一例としてみなされる。したがって、当該協定は、農業協定及び以下の更に具体的な追加的義務に従いつつ、完全に適用される。

109. 当該協定の1条4(a)に規定される事項について、農産品の関税割当は交渉され譲許された約束どおりに、関連情報の公表は該当する関税割当の開始日の少なくとも90日前までに行われなければならない。申請を必要とする場合、90日は申請開始に当たっても、前もって知らせるにあたり最小限の日数となる。

110. (当該協定の)1条6について、譲許された農産品の関税割当の申請者は、1つの行政機関に対してのみ申請すべきこととする。

111. 当該協定の3条5(f)に規定される事項について、申請の処理に要する期間は、無条件に、申請を「先着順」に処理する場合には30日を、すべての申請を「同時」に処理する場合には60日を超えてはならない。したがって、許可の付与は、関税割当の開始日以降に行ってはならない。ただし、後者の場合について、協定第1条6の下で許容される申請の延長がなされる場合にはこの限りでない。

112. (当該協定の)3条5(i)について、譲許された農産品の関税割当の許可の発給は、経済的に有意の量でなされなければならない。

113. 関税割当の未消化率は通報しなければならない。

114. (関税割当の)運用手続が、当該協定の「措置を実施するために絶対に必要とされる限度を超えて事務的に負担となってはならない」という3条2の規定に適合していることが確保されるよう、輸入加盟国は、未消化の関税割当を通じたアクセスが「絶対的な必要性」の基準で要求される水準以上に抑制的な運用手続によるものではないことを確保しなければならない。
115. 加盟国は、[附属書Eに示された手続に従って、]状況に応じて、効果的な再配分メカニズムを提供しなければならない。[当該メカニズムにおいては、割当業者の保持する許可が、同じ状況下で通常の商業者であれば追随すると期待されるもの以外の理由のために、十分に利用されていない場合に、早急に関税割当の再配分が供与されるよう、あらゆる実効的な手段がとられることが確保されたものでなければならない。再配分が、ある関税割当期間内で法的にも実際的にも可能であれば、再配分はその割当期間内に行われなければならない。そうでなければ、認識された問題が修正されるよう定められた許可配分措置の変更が、次回の許可期間の開始前までに実行されなければならない。]
116. いかなる場合でも、輸入加盟国は、関税割当が未消化であることが明白な場合、未消化の割当を有している割当業者に対して、他の潜在的なユーザーに利用させる用意があるのかどうか聴取しなければならない。当該輸入割当が国別割当となっている場合、輸入加盟国は当該割当の特定国の保有者に対してその要請が確実に伝わるようにしなければならない。
117. 当該協定の3条5(a)(ii)について、加盟国は、協定1条11の条件に従って可能であり、かつ(又は)輸入者の同意が得られる限り、譲許された農産品の関税割当許可を有している輸入者の連絡先の詳細が利用可能となるようにしなければならない。
118. [更に(当該協定の)3条5(k)について、輸入は、その目的のために輸出加盟国が発行した原産地証明書が添付され、譲許された農産品の関税割当に唯一起因したものでなければならない。輸出加盟国は、通常の輸出要件を満たす輸出業者の要求に応じて、そのような証明書を発行しなければならない。]

特別セーフガード(SSG)

次のいずれか:

119. [農業協定5条は、先進国について、実施期間の最初の日に失効する。][先進国は、SSGが適用可能なタリフラインの数を譲許されるタリフラインの1.5%まで削減し、途上国は、SSGが適用可能なタリフラインの数を譲許されるタリフラインの[x]%まで削減する。]

又は、

120. 実施期間の開始[4]年以内に先進国がSSGを完全に撤廃するまでの間、当該加盟国は実施期間の最初の日に、ウルグアイ・ラウンド農業合意の下で認められたSSG適用可能なタリフライン数を譲許タリフラインの1.5%以内に削減するものとする。この数は、最初の2年間で半分以下の数に削減するものとし、その後2年間で完全に撤廃するものとする。さらに、そのような先進国についてのSSGの諸条件は、次のことが確保されるよう簡素化が行われる。

(a) 数量トリガー:3年周期の平均で、輸入が国内消費量の10%という最小限の閾値を超え、絶対量で少なくとも25%以上増加している場合で、かつ、国内消費に対する輸入割合が0.35以上に増加した場合に限り発動が可能となる。実行税率が譲許税率と等しい場合には、レメディは譲許税率の1/3を追加した水準を最大とし、実行税率が譲許税率を下回る場合には、レメディは譲許税率と実行税率の差又は譲許税率の1/4(いずれか大きい方とする)、

(b) 価格トリガー:実施期間内のある年における適用可能なタリフライン数の2/3以内で発動されるものとし、現行協定第5条の厳格さについては、5条5項の(b)から(e)において現在規定されている特定のパラメーターを修正し、効果的に半減する、

という簡素化が行われる。]

121. 開発途上国については、SSGの諸条件は、ドーハ・ラウンド交渉の結果を反映させるために関係する関税率が更新されることを除き、ウルグアイ・ラウンド農業合意の諸条件から変更しない。

122. 農業協定5条は、これらのモダリティを反映するよう改正される。

D. S&D(途上国に対する特別のかつ異なる扱い)

1. 特別品目

123. 途上加盟国は、食料安全保障、生計保障、農村開発の基準に基づくインディ

ケータ¹³を指針とし、特別品目を自ら指定する権利を有する。[¹⁴] 特別品目として自己指定することができるタリフラインは最小8パーセント¹⁵、最大[12][20]パーセントとする。この規定の下、[6]パーセントまでを[8][15]パーセントの関税削減の対象とすることができる。更に[6]パーセントまでが[12][25]パーセントの関税削減の対象とできる。[[更に [8パーセントの] タリフラインが削減率ゼロの対象とできる][いかなるタリフラインも削減率ゼロの対象とならない]。]

124. 小規模脆弱経済国については、その選択に応じて、パラ66により認められる緩和された階層削減方式の適用に加えて、上記の特別品目の権利が認められる。または、これらの国々は、全体の平均削減率 24%が満たされる限り、特別品目として指定するタリフラインについて、階層方式から乖離することができる。こうして特別品目として指定するタリフラインには最低削減率の適用はなく、また、指定するに当たってインディケータによることが求められない。

125. 新規加盟国の場合には、インディケータの使用が求められない閾値は[2]%増し、特別品目の権利が適用されるタリフライン数については[1]%増し、関連する削減率については一般的に適用される場合よりも[2]%緩和されたものとする。[さらに、タリフラインの1パーセントを追加的に削減率ゼロとする。]

特別セーフガード措置 (SSM)

126. SSM はその使用に関して事前の品目制限を行わない。言い換えれば、原則として、SSM は全てのタリフラインで発動することができる。しかしながら、ある 12 カ月間で[3][8]以上の[品目¹⁶]に発動することはできない。

¹³ 附属書 F 参照。

¹⁴ 次の文に記載されている最小値である8パーセント以下であれば、途上加盟国はインディケータを適用する必要はない。

¹⁵ 加盟国がインディケータの適用によっては、当該パラグラフにおける最小値を超える品目を追加的に特別品目として指定し得ないこととなった場合には、当該加盟国は、保有する未使用の重要品目の権利を、以下を要件として、実質的に、追加的な特別品目に「振り替える」権利を有する。(a)振替の権利の最大値は、特別品目としての最大値であるタリフライン数の[12][20]%を超えることはできない。(b)関連タリフラインの関税削減の取扱いは、このパラグラフの下で認められる特別品目の関税削減と同じものとする。ただし、重要品目の「振替(による特別品目)」は、[追加的な]「ゼロ削減」の特別品目とすることはできない。

¹⁶ 最大で HS6桁レベルタリフラインの[4][8]パーセントと定義。

127. 価格ベース及び数量ベースの双方の SSM が使用可能である。しかしながら、いかなる事情があっても、あらゆる品目について、価格ベース及び数量ベースの SSG を同時に適用することはできない。また、SSG、GATT19 条に基づく措置、アンチダンピング又は相殺措置又はセーフガードに関する協定に基づく措置が実施される際に、いずれの SSM が適用されることはない。

128. 数量ベース SSM に関しては、直近3年間の輸入移動平均(以下「基準輸入量」という。)を基礎に適用される。この基準¹⁷に従って、適用対象のトリガー及びレメディは以下のとおり定められる。

- (a) 年間の輸入量が基準輸入量の[105][130]パーセント超かつ[110][135]パーセント以下の場合、実行税率に課される最大追加関税は[現在の譲許関税率の[50][20]パーセント又は[40][20]パーセントのいずれか[高い方][低い方]を越えないものとする。] [しかし、追加関税により現在の譲許関税を超える場合には、当該追加関税はその譲許関税を上限とする。]
- (b) 年間の輸入量が基準輸入量の[110][135]パーセント超[130][155]パーセント以下の場合、実行税率に課される最大追加関税は[現在の譲許関税率の[75][25]パーセント又は[50][25]パーセントのいずれか[高い方][低い方]を超えないものとする。] [しかし、追加関税により現在の譲許関税を超える場合には、当該追加関税は現行の譲許関税とドーハ・ラウンド前の譲許関税の中間を上限とする。]
- (c) 年間の輸入量が基準輸入量の[130][155]パーセント超の場合、実行税率に課される最大追加関税は[現在の譲許関税率の[100][30]パーセント又は[60][30]パーセントのいずれか[高い方][低い方]を超えないものとする。] [しかし、追加関税により現在の譲許関税を超える場合には、当該追加関税はドーハ・ラウンド前の譲許関税を上限とする。]

129. 譲許された関税割当約束の下における輸入は、数量ベース SSM の発動に必要な輸入量にカウントされる。しかし、関税割当約束の輸入に対して追加関税を課すことはできない。

¹⁷ [国内消費量データが利用可能であり、かつ、ある年における輸入量がパラ 128(c)に記載されている状況よりも少ない加盟国については、ここで特定されるレメディは以下の場合にのみ適用される。(a) 当該年における輸入量が国内消費量の[7.5]パーセントの最小閾値を超え、(b) 当該年における輸入量が絶対量で前年と比較して少なくとも 20 パーセント増加し、(c) 当該年における国内消費量に対する輸入量の割合が3年間の移動平均よりも少なくとも[0.3]ポイント増加]

130. 価格ベースのSSMについては、途上国の関税領域に入荷される積み荷¹⁹のCIF価格¹⁸が、当該国の通貨ベースで、データ利用可能な直近3年間における当該品目の[MFNベースの]²¹月平均価格の[70%]であるトリガー価格²⁰を下回った場合に適用される。その際、輸入時に、途上国の国内通貨が輸入前の12ヶ月間で通常と評価される国際通貨に対して少なくとも10%価値を下げた場合には、輸入価格は、上記3年間の国際通貨に対する国内価格の平均的な為替レートを用いて計算される。
131. 価格ベース SSM のレメディは入荷毎に適用される。[ドーハ・ラウンド前の譲許税率が上限になる場合、レメディの結果が]その追加関税は当該積み荷の輸入価格とトリガー価格の差の[50 パーセント]を超えないものとする。[ただし、レメディの結果が、ドーハ・ラウンド前の譲許税率[又はドーハ・ラウンド前と現在の譲許税率の差の半分]を超えないことが前提で、その場合、当該水準が上限となる。]
132. 途上加盟国は、当該年における関連品目の輸入量が減少している場合には、[実行可能な範囲で]価格ベース SSM を使用することはできない。
133. [後発開発途上国である加盟国は、価格ベース及び数量ベースの措置に係るモダリティを適用によりドーハ・ラウンド前の譲許関税を超える見通しがある場合でも、関連要件を満たせば、最大で従価税換算値で 20 パーセントまで超過することができる。][小規模脆弱経済国は、特定の品目に関して、上記パラ 128(c)において想定される閾値を著しく超える輸入量がある品目によって、大きな混乱が生じる特別な状況にある場合、最大 12 カ月間に限り、数量ベース SSM の規定を緊急的に使用できる。]
134. 特惠貿易が数量又は価格トリガーの計算に含まれる場合には、追加的 SSM 関税が特惠貿易に適用される。特惠貿易がレメディの適用から除外される場合には、当該特惠貿易は数量又は価格トリガーの計算に含まれないものとする。

¹⁸ 以下「輸入価格」とする。

¹⁹ 当該入荷される品目の量が、輸入加盟国の税関領域に入荷される品目の通常の商業的な入荷量の範囲でない限り、パラ 130 及び 131 の目的で入荷は考慮されない。

²⁰ トリガー価格は、他の加盟国が当該追加関税を評価できるよう必要な程度で、公に開示され、入手可能としなければならない。

²¹ 以下「参考価格」とする。このパラグラフの規定の発動のために用られる参考価格は、当該品目のCIF単価の月平均とする。

135. 価格ベース又は数量ベースのSSMの下で問題となる品目の入荷であって、追加関税課税の発動前に契約を了し、かつ、輸出国における税関手続きを完了後の輸送段階にあるものは、そのような追加関税の適用から除外される。ただし、次の12カ月間で数量ベースのSSMが適用され得る場合、当該SSMの発動の目的で、問題となる品目の入荷がその期間でカウントされる。

136. [課された年の終わりまで][措置の最初の発動から最大[6][12]ヶ月の間]数量ベースSSMは維持することができる。発動年を越えて当該措置が維持される場合、該当品目はパラ126に定義される上限の範囲内とされ、かつ、上述のすべての条件を満たす場合に限られる。いかなる品目も[6][12]ヶ月の2期連続を超えて数量ベースSSMの発動の対象とはならない。

137. SSMの運用は、透明性の高い方法で実施され、発動されうる措置についての基礎情報を十分に得られるよう、輸入量と輸入価格の周年平均を算出する基礎がすべての加盟国にとって入手可能となるようにしなければならない。措置を発動するすべての途上国は、追加的なSSM関税により影響を受けるタリフラインについて、関係するデータを含めて提示しつつ、実行可能な範囲で前もって、もし可能でなければ、実施後遅くとも15日以内に、農業委員会に文書で通報することとする。措置を発動する加盟国は、利害関係国に対して、措置の適用条件に関して協議する機会を与えなければならない。

138. SSMは、ドーハラウンドの実施期間の間[ドーハラウンドの実施期間が失効した後も]、有効である。

139. 農業協定の関係条文は、上記のモダリティを反映するよう改正される。

3. 熱帯産品及び麻薬代替品の完全自由化

140. 附属書Gに示された熱帯産品及び麻薬代替品については、階層削減方式の適用結果に加えて、以下のモダリティが適用される。[譲許税率が従価税で25%以下の場合、ゼロに削減される。譲許税率が従価税で25%以上の場合、適用される関税削減率は85%とする。附属書のリストに示された品目のいずれも、重要品目の取扱いをすることはできない。全ての先進加盟国について、これらの削減の実施は、4年間で均等に実施される。][関税が10%以上の場合、[66][73]%の削減とする。

ただし、最高階層の関税は、当該階層に適用されるタリフエスカレーションの関税削減率に2%上乗せした削減率で削減される。10%未満の関税の場合、ゼロに削減される。

141. これらの削減は、通常に関税削減の実施期間に従って、先進加盟国によって実施される。そのような立場にある途上加盟国は、熱帯産品について、階層方式で求められる削減を超えて、追加的な削減努力を実施することが推奨される。]

4. 長期特恵及び特恵浸食

142. [附属書Hに掲げられた品目について、特恵浸食は次のとおり解決されるだろう。そのリストにある品目は10年間関税削減が行われない。関税削減はその後開始され、その後5年間毎年等量で削減される。][附属書Hに掲げられた品目については、

- (a) ドーハ前のMFNの譲許関税は10%を超える従価税であること、かつ、
- (b) 直近の3カ年にわたり、[長期に渡り特恵を受益している国からの]貿易総額が[[5万米ドル]を超えていること][長期に渡り特恵を受益している国から当該市場への農産物貿易の総額の[3][5]%を占めること]、かつ、
- (c) 関連市場において無制限の長期の特恵資格を有すること

長期に渡って特恵を認めている加盟国による関税削減は、階層方式の下での途上加盟国が行う関税削減の実施期間よりも2年長い期間にわたって、毎年等量で行われる。

143. この規定に従う品目と、タリフエスカレーションまたは熱帯産品の規定の範囲に入る品目に重複がある場合、関税削減約束を[]のように進めるとされた附属書Hで決められた特定の[]品目を除き、後者の規定が優先される。

144. [長期に渡って特恵を認めている]加盟国は、供給サイドの制約を解消する手助けとなり、また、特恵を受益している国内における現行の農業生産の多様化を促進するための追加的な資金支援や人材育成支援を含め、目標を絞った技術支援を行うこととする。

E. 後発開発途上国 (LDC)

145. LDC加盟国は、譲許税率の削減を行う必要がない。

146. 先進国及び、それを行う立場にあると宣言する途上国は次のことをすべき²²。

(a) 安定性、確実性及び予見可能性を確保する方法により、2008 年までに、又は、実施期間の開始時まで、すべての後発開発途上国諸国を原産とするすべての産品に無税無枠の市場アクセスを持続的に提供すること。

(b) 上記の市場アクセスを供与することにつき、この時点で困難に直面する加盟国は、2008 年までに、又は、実施期間の開始時まで、タリフラインによって定義される 97%以上の後発開発途上国を原産とする産品に対し、無税無枠の市場アクセスを供与する。さらに、これらの加盟国は、類似の開発段階にある他の開発途上国への影響を考慮しつつ、また、適当な場合には、当初の対象産品のリストへの追加を次第に行うことにより、上記の義務の履行を漸進的に達成するための措置をとる。

(c) 途上国は約束を段階的に実施することを許されると共に、対象品目の範囲について適切な柔軟性を享受する。

(d) 後発開発途上国からの輸入に適用される特惠原産地規則が、透明かつ簡素であり、また、市場アクセスの円滑化に貢献することを確保すること。

(e) 2008 年までに、又は、実施期間の開始時まで、タリフラインによって定義される 97%以上の後発開発途上国を原産とする産品に対し、無税無枠の市場アクセスを供与する約束の対象となる産品をWTO加盟国に知らせること。

(f) 決定(香港閣僚宣言の附属書F)を完全に遵守することを段階的に達成するための段取り及び可能なタイムフレームを通報すること。

147. 決定において予定されている見直しの一環として、貿易と開発委員会(CTD)は、特惠の原産地規則に係るものを含む実施に関する進捗状況を監視するものとする。監視手続きは最終譲許の時期までに定義づけられ、合意されるものとする。

²² このパラの文章は、香港閣僚宣言(WT/MIN(05)/DEC)附属書 F の“後発開発途上国のための措置の決定”である。

F. 綿花の市場アクセス

148. 先進国、また、これを行う立場にある途上国は、実施期間の初日より、LDCからの綿花輸出に対して無税無枠を供与しなければならない。
149. LDC綿花輸出国に無税無枠を供与する立場にない途上国は、実施期間の初日よりLDCからの綿花輸入の機会を増大するための可能性について前向きに検討する。

G. 小規模脆弱経済国

150. これらのモダリティの目的を達成するため、この(小規模脆弱経済国という)言葉は以下のような経済体に適用される。1999年から2004年の期間において、平均で(a)世界の商業貿易に占める割合が0.16%を超えない、(b)非農産品の世界貿易に占める割合が0.1%を超えない、及び(c)農産品の世界貿易に占める割合が0.4%を超えない。
151. 先進国及びこれを行う立場にある途上国は、小規模脆弱経済国の輸出関心品目に対して一層向上した市場アクセス改善を与えなければならない。
152. より具体的な規定は、この文書の他の部分に書かれている。

III. 輸出競争

A. 総則

153. 輸出競争に関するこれらのモダリティは、加盟国の譲許表に示される約束を超えた、又は農業協定8条の義務から外れる輸出補助金に対する直接的又は間接的な助成を行う権利を与えるものと解釈してはならない。さらに、農業協定10条1項の下の義務と権利を変更したり、ウルグアイ・ラウンド農業協定のその他の既存の条項やその他のWTO関連諸協定に基づく現行の義務を何ら減じるものと解釈してはならない。

B. 輸出補助金に関する約束

154. 先進加盟国は2013年末までに輸出補助金の権利を撤廃しなければならない。これは以下に基づいて行われる:

(a) 発効する日から各年等量で2010年末までに予算支出額ベースで50%削減。その後、残りの分について、2013年末までに各年等量で全ての形態の輸出補助金をゼロにする。

(b) 輸出補助金の数量についての削減約束は、[削減水準から各年等量でゼロまで削減される。][当時の数量水準又は約束水準から20%削減した水準のいずれか低いものにて実施期間の開始から終了までの拡大の禁止として適用する。]。

155. 途上国は、2016年末までに各年等量にて、輸出補助金の予算支出と数量約束をゼロまで削減し、輸出補助金の権利を撤廃しなければならない。

156. 香港閣僚宣言に基づき、途上国は、2021年末まで、すなわち全ての形態の輸出補助金の撤廃期日後5年間は、農業協定9条4項の規定に基づく利益を享受する。

C. 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険

157. 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険は、附属書Jに定められた規定に従うものとする。

D. 農業輸出国貿易企業

158. 農業輸出国貿易企業は、附属書Kに定められた規定に従うものとする。

E. 国際食料援助

159. 国際食料援助は、附属書Lに定められた規定に従うものとする。

F. 綿花

160. 上記パラ153で示される綿花に対する輸出補助金は、香港閣僚宣言のパラ11に含まれるマンデートに従って禁止されている。しかしながら、そのパラで示された輸出補助金の権利を有する途上国は、遅くとも実施期間の初年度末までにこの禁止に従う。

161. 輸出信用、輸出信用保証、輸出信用保険、農業輸出国貿易企業、国際食料援助に関する新規の規律及び約束によって、綿花に関する加盟国の新規かつ追加的な義務を創設される限りにおいて、そのような義務は、先進加盟国については実施期間の初日に、途上加盟国については実施期間の初年度末までに、履行される。

IV. モニターと監視

162. 附属書Mを参照。

V. その他

A. [分野別のイニシアチブ]

B. [差別的輸出関税]

C. [地理的表示]

D. 輸出禁止及び制限

166. 輸出禁止及び制限に関する既存の規律を強化するため、農業協定第12条は次の要素を含むように改訂される。

167. 加盟国域内での1994年GATT11条2項(a)の下での輸出禁止又は制限は、これらの規定が発効してから90日以内に農業委員会に通報されなければならない。

168. 輸出禁止又は制限を行っている加盟国は、このような措置の導入や維持の理由について通報しなければならない。

169. 農業委員会は毎年、これらの義務に関する年間通報の更新及び監視を実施する。

170. 農業協定18条パラ7に定められているとおり、どの加盟国も、他の加盟国から通報されてしかるべきとされる措置について、農業委員会に対し注意喚起を行ってもよい。

171. 実施期間の初日から数えて一年間をもって、1994年GATT11条2項(a)の下で

の食品及び飼料に関する既存の輸出禁止又は制限を撤廃しなければならない。

172. 1994年GATT11条2項(a)の下でのいかなる新たな輸出禁止又は制限も通常は12カ月を超えて認められず、影響を受ける輸入加盟国の合意がある場合には、18ヶ月以内に限り認められる。

附属書A

米国一品目別青の政策の上限
今後最終確定される予定

農業に関する協定の附属書二を次のように改める。

政府による役務の提供に係る施策

一般的な役務（パラグラフ 2）

既存のパラ 2 に次の（h）を加える。

（h） 基盤整備に関する役務の提供、土地の回復、土壌の保全及び資源の管理、干ばつ及び洪水の管理、農村における雇用のための施策、栄養の保障、所有権の付与、定住のための施策等、農村の開発及び貧困の軽減を促進するための開発途上加盟国における農業者の定住、土地の改革のための施策、農村の開発及び農村の生計の保障に関する政策及び役務

食糧安全保障のための公的備蓄

注 1 を次のように改める。

注 1 この 3 の規定の適用上、透明性のある方法で運用され、かつ、公表された客観的な基準又は指針に従って実施される開発途上国における食糧安全保障のための政府の備蓄に係る施策（食糧安全保障のための食糧の備蓄が管理価格により取得され及び放出される施策を含む。）は、この 3 の規定に適合するものとみなされる。~~この場合において、取得価格と外部基準価格との差は、助成合計量に算入される。[ただし、取得価格と外部基準価格との差をその製品の生産量と掛けあわせたものが、加盟国における基礎農産物の生産総額の[15]%を超えず、かつ、施策の対象となるすべての製品の合計が、加盟国の農産物の総生産額の[10]%を超えないものとする。途上加盟国がこの規定を利用する場合には、関連情報を農業委員会に通知する必要がある。]~~

生産に関連しない収入支持

（a）を次のように改める。

（a） この支払を受けるための適格性は、定められた一定の変更されることのない過去の基準期間であって農業に関する委員会に通報されるものにおける収入水準、土地所有及び生産水準生産者又は土地所有者であるという事実、要素の使用、生産水準[、又は基準期間に関連して確立された受給権の割当て、]その他の明確に定められた基準に照らして決

定される。[更新された基準期間が、特に相当な年数の過去であるという事実によって、生産者の期待と生産の意思決定に影響しない場合、]例外的に基準期間を更新することは妨げられない。[ただし、こうした更新が認められるのは、更新された基準期間自体が生産者の期待と生産の意思決定に影響しないことが確実となるよう十分に相当な年数の過去であり、従って、支払や受給権が、附属書2のパラ1に反するような生産を誘導する効果や、附属書2のパラ1(b)に反するような新規の価格支持の効果を持たない場合に限られる。]この支払を利用しておらず、したがって通報を行っていない[途上]加盟国は、一定の変更されることのない適切な基準期間⁷を設定し、通報することを妨げられない。

⁷途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的な施策の基準期間は、この6の規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とは見なされない。

自然災害に係る救済のための支払（直接行われるもの又は収穫についての保険に係る事業への政府の財政的な参加により行われるもの）

(a)、(b) 及び (d) をそれぞれ次のように改める。

(a) この支払を受けるための適格性は、

(i) 災害に関連した直接支払の場合、自然災害又はこれに類する災害（病気の発生、有害動植物の大量発生、原子力事故及び当該加盟国の領域における戦争を含む。）が発生し又は発生しつつあることを政府の機関が公式に認めた後にのみ生ずるものとし、過去三五年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントを超える生産の損失⁸があることに基づいて決定される。開発途上加盟国については、生産の損失が過去五年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントに満たないときにおいても、生産者に対する自然災害に係る救済のための支払を行うことができる。

(ii) 政府が収穫又は生産についての保険に係る事業に財政的に参加する場合、この支払を受けるための適格性は、保険数理上適切であると立証される期間における生産の平均の三十パーセントを超える生産の損失があることに基づいて決定される。開発途上加盟国政府が収穫又は生産についての保険にかかる事業に財政的に参加する場合、生産の損失が

過去五年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントに満たないときにおいても、支払を受けるための適格性を生産者に与えることができる。

(iii) 国内法令又は国際的な基準において特定される有害動植物、病気、病気を媒介する生物又は病気を引き起こす生物の防除のために家畜又は収穫物を廃棄した場合、生産の損失は、8(a)(i)又は8(a)(ii)において言及される生産の平均の三十パーセントに満たなくてもよい。

(b) 災害の発生に伴って行われるこの8の規定に基づく支払は、自然災害又は家畜若しくは収穫物の廃棄による収入、収穫物、家畜又は土地その他の生産要素の損失（獣医による家畜の処置に係る出費を含む。）についてのみ行う。

(d) 災害の発生中に行われるこの8の規定に基づく支払の額は、(b)に規定する損失の更なる発生を防止し又は緩和するために必要な水準を超えるものであってはならない。

⁸開発途上加盟国は、影響を受けた部門又は地域における生産の損失を総計により決定することができる。

投資援助による構造調製援助

(b) を次のように改める。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、(e)に規定する場合を除くほか、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。[適用可能な場合には、]基準期間は一定の変更されることのないものであって、農業に関する委員会に通報されなければならない。[更新された基準期間が、特に相当な年数の過去であるという事実によって、生産者の期待と生産の意思決定に影響しない場合、]例外的に基準期間を更新することは妨げられない。[ただし、こうした更新が認められるのは、更新された基準期間自体が生産者の期待と生産の意思決定に影響しないことが確実となるよう十分に相当な年数の過去であるため、従って、支払いや受給権が、附属書2のパラ1に反するような生産を誘導する効果や、附属書2のパラ1(b)に反するような新規の価格支持の効果を持たない場合に限られる。]この支払を利用していないために通報を行っていない[途上]加盟国は、一定の変更されることのない適切な基準期間⁹を設定し、通

報することを妨げられない。

⁹ 途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的施策の基準期間は、この11の規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とはみなされない。

地域の援助に係る施策による支払

(a)、(b) 及び (f) をそれぞれ以下のように改める。

(a) この支払を受けるための適格性は、不利な地域の生産者のみが有する。そのような地域は、経済上及び行政上の明確な同一性を有する明確に指定された地理的に連続する区域であって、法令において明確に規定される中立的かつ客観的な基準（当該地域の困難が一時的な事情にとどまらない事情から生ずることを示すもの）に照らして不利であると考えられるものでなければならない。開発途上加盟国は、不利な地域が地理的に連続する区域でなければならないという要件を免除される。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。ただし、当該生産の削減のために行う支払については、この限りでない。[適用可能な場合には、] 基準期間は一定の変更されることのないものであって、農業に関する委員会に通報されなければならない。[更新された基準期間が、特に相当な年数の過去であるという事実によって、生産者の期待と生産の意思決定に影響しない場合、] 例外的に基準期間を更新することは妨げられない。[ただし、こうした更新が認められるのは、更新された基準期間自体が生産者の期待と生産の意思決定に影響しないことが確実となるよう十分に相当な年数の過去であるため、従って、支払いや受給権が、附属書2のパラ1に反するような生産を誘導する効果や、附属書2のパラ1(b)に反するような新規の価格支持の効果を持たない場合に限られる。] この支払を利用していないために通報を行っていない[途上]加盟国は、一定の変更されることのない適切な基準期間¹⁰を設定し、通報することを妨げられない。

(f) 支払の額は、所定の地域において農業生産（家畜の生産を含む。）を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失に限定される。

¹⁰ 途上加盟国は、自らの農業政策における革新の影響を十分に評価する能力を有していないことがある。したがって、一定の期間が付された実験的又は試験的施策の基準期間は、この13の規定の適用上、一定の変更されることのない基準期間とはみなされない。

関税割当拡大数量計算の基礎

次のいずれか:

1. 加盟国は、いずれかの品目¹⁹について、譲許された関税割当を有し、かつその品目カバレッジ内のタリフラインを重要品目として指定したい場合、供与される関税割当として規定される割合(%)は、その品目カバレッジ内のいずれのタリフラインにフルカット(非重要品目の削減率を適用)されるものにかかわらず、品目カバレッジ内の全ての品目の消費量に占める割合(%)に基づき計算される。
2. FAO や OECD 等の一般に認められた国際データベースに、当該品目についての国内消費量データがある場合は、その国際データベースを用いるものとする。国際データベースがない場合には、既存の国内データを用いる。品目レベルでの国内消費量の計算においては、食用、加工用、飼料用といったすべての消費量を含めて算出しなければならない。国内消費量データは、加盟国間で合意された共通のテンプレートを用いて、透明性の高い方法で、提供されなければならない。国内にも当該消費量データがない場合には、需給表アプローチ(すなわち: 輸入+生産量-輸出量±在庫量の変化)により得られるものとする。計算方法は、加盟国間で合意された共通のテンプレートを用いて、透明性の高い方法で、提供される。

又は:

3. 加盟国は、いずれかの品目²⁰について、当該品目内のタリフラインの一部のみを重要品目に指定したい場合、そうすることができる(ただし、そのタリフライン数の合計が重要品目に指定できるタリフライン数の規定上限の範囲内であることを前提とする)。それらのタリフラインに検証可能な国内消費量データが存在する場合、当該タリフラインに割り当てられる関税割当量は、当該タリフラインに係る国内消費量のうちの規定される割合(%)となる。モダリティが採択される時点において当該タリフラインについて検証可能なデータが存在しない場合には、以下の4ステップの計

¹⁹ これらのモダリティにおいて、これらの品目は合意された添付書における各品目の6桁レベルのカバレッジの観点から特定され範囲が設定されたもの

²⁰ これらのモダリティにおいて、これらの品目は合意された添付書における各品目の6桁レベルのカバレッジの観点から特定され範囲が設定されたもの

算方法を適用する。

- (a) ステップ 1:6 桁レベル: [6 桁の関税番号レベルで国内消費量データが存在する場合は、それを使用する。裏付けとなるデータは加盟国間で合意された共通のテンプレートに基づき提出、証明されなければならない。] 既存の 6 桁レベルのデータが存在しない場合は、次のとおり代替データを使用する。ある 6 桁レベルのタリフラインの世界貿易額は、その 6 桁のタリフラインが含まれる品目全体の世界貿易に占める割合で求められる。その割合を各々の加盟国の当該品目全体の消費量に乗じることで、6 桁レベルの国内消費量の数値を得る。裏付けとなる按分データは加盟国で合意された共通のテンプレート²¹に基づき提出、証明されなければならない。

FAO や OECD 等の一般に認められた国際データベースに当該品目に係る消費量データがある場合は、その国際データベースを用いるものとする。国際データベースがない場合又は既存の国内データがより最新で正確である場合には、既存の国内データを用いる。品目分類レベルでの国内消費量の計算においては、食用、加工用、飼料用といったすべての国内消費量を含めて算出しなければならない。国内消費量データは、加盟国間で合意された共通のテンプレートを用いて、透明性の高い方法で、提供されなければならない。国内にも当該消費量データがない場合には、消費量データは需給表アプローチ(すなわち: 輸入+生産量-輸出量±在庫量の変化)により得られるものとする。計算方法は、加盟国間で合意された共通のテンプレートを用いて、透明性の高い方法で、提供される。⁴

- (b) ステップ 2:8 桁レベル: [8 桁の関税番号レベルで重要品目を指定するすべての加盟国の]国内消費量データが存在する場合は、それを使用する。裏付けとなるデータは加盟国間で合意された共通のテンプレートに基づき提出、証明されなければならない。既存の 8 桁レベルでのデータが存在しない場合は、代替データを使用する。各国ごとに、6 桁レベルの関税分類に占める 8 桁レベルのタリフラインの輸入額割合を求め、それを上記ステップ 1 で得られた 6 桁レベルの消費量の推計値(又は、もし使用できる実績値があるならばその数値)に乗じることで、8 桁レベルの国内消費量の数値を得る。

²¹ この按分テンプレートは、添付書において特定された品目に合致し、当該品目の国内消費量(代替値)を与える機能を果たす。

⁴ 同上

(c) ステップ 3: 基礎となる関税割当数量の計算: 関税割当拡大数量は、規定された割合を、上記ステップ 2 で得られた 8 桁レベルの国内消費量の数値に乗じることで決定される。

(d) ステップ 4: 基礎となる関税割当数量の計算の補正: この代替データに基づく計算方法を用いると、まさに当該カバレッジ品目の範囲内で相対的に高い関税による輸入抑制のために低水準の貿易量となっているタリフラインに対して、貿易量が更に人為的に縮小される影響がもたらされ得る。この不均衡な効果を相殺するために、次のようなセーフティ・ネットを規定する。最低限の措置として、[添付書で特定されるそれぞれの品目全体について、当該品目の国内消費量の少なくとも[1][3]パーセントの調製を設定する][及び][重要品目として指定する 8 桁レベルのタリフラインの数の当該品目に占める割合を当該品目全体の国内消費量の数値に乗じて関税割当拡大数量を計算する比例原則を適用する][適用可能な 2 つの方法のうちいずれか大きい方とする。]

4. 枠内と枠外にタリフラインが分かれて存在する場合、この計算方法においては、両者を合算し 1 つのタリフラインとして取り扱う。
5. 本質的な品目特性面での物質的な相違点を反映したものではなくタリフラインが分かれて存在する場合 (例えば、パッケージのような表面的な違いの反映、個人的な使用を他の使用と区別するような使用条件、又は他の運用上の区別)、この計算方法においては、両者を合算し 1 つのタリフラインとして取り扱う。
6. 再輸出 (国内で加工を行った上で再輸出を行うものを含む) のための輸入は、この計算方法において当該タリフラインの「輸入」としては数えない。
7. これらの計算方法のいずれを選択した場合でも、次のとおりとする:
 - (a) 加盟国はその後に重要品目として指定する場合のタリフラインごとの実際の関税割当拡大数量を加盟国がモダリティ採択の時点で正確に知ることができるよう、消費量計算の結果は検討、検証するための十分な期間をもって、全ての加盟国に示されなければならない。テンプレート及び添付書に反映されているように、これらの計算結果はモダリティに不可欠な部分である。合意された計算方法が添付された品目のみが重要品目の取扱いを受けることができ、このような品目が、実際に後の譲許表段階で重要品目に選定された場合、これらの計算結果はいかなる品目に対しても修正されることなく適用される。

- (b) 現在譲許されているタリフラインはすべての計算の基礎とならなければならない。現在譲許されている約束を離れてタリフラインを更に区分してはならない。
- (c) 基準期間は、データが存在する最新の期間、すなわち 2003-2005 年とする。ただし、例外的な状況のために、特定の品目について当該期間が明らかに典型的な期間でない場合はその限りではない。

8. いずれの品目についても、[重要品目として指定するタリフラインの数に関係なく、単一の枠内税率を有する単一の関税割当が譲許されなければならない][重要品目を含む品目全体として最大[2]つまで関税割当を譲許する。ただし、これは明らかに関係するタリフラインの輸入単価間に[x]パーセントを超える価格差がある場合に限る。上記のタリフラインは、1つ目の関税割当に分類され、上記水準以上のものは2つ目の関税割当に分類される。]
9. 今次交渉の結果生じる新たな関税割当量は加盟国の譲許表の第1部 B において MFN ベースで譲許される。既存の譲許関税割当については別途維持される。

付属書D(今後最終確定される予定)

タリフェスカレーション見込みリスト(案)

以下のリストは、最終版ではない。品目の加除の可能性がある。

野菜

原材料品	加工品
0702.00 – トマト（生鮮・冷蔵）	2002.10 – 調製したトマト（全形のもの及び断片状のもの）（食酢または酢酸による処理をしたものを除く。） 2002.90 – その他のトマト（食酢または酢酸による処理をしたものを除く。） 2009.50 – 発酵しておらず、砂糖その他の甘味料を添加していないトマトジュース。 2103.20 – トマトケチャップその他のトマトソース
0707.00 きゅうり及びびガーキン（生鮮・冷蔵）	0711.40 – 一時的な保存に適する処理をしたきゅうり及びびガーキン 2001.10・食酢又は酢酸により調製し、又は保存に適する処理をしたきゅうり及びびガーキン
0709.60 – とうがらし属又はピメンタ属の果実	0904.20・とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）
0714.10 – カッサバ芋	1108.14 – マニオカ（カッサバ）でん粉

果実及びナット類

原材料品	加工品
0801.11 – ココヤシの実（乾燥したもの）	1513.11 – やし油（粗油）
0801.19・ココヤシの実（乾燥した	1513.19 – その他のやし油

原材料品	加工品
ものを除く。)	2306.50 - やし油かす 2308 - 植物のくず、植物のかす及び植物性副産物 ¹
0805.50 - レモン	2007.91 - 調製したかんきつ類調製; ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレ又は果実又はナットのペースト (加熱したものに限り、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) ¹ 2009.31 - その他のかんきつ類のジュース (オレンジとグレープフルーツを除く。) で、ブリックス値が 20 以下のもの。 1
0808.20 - なし及びマルメロ (生鮮)	2008.40 - 調製した梨 (加熱調理した調製品を除く)。 2009.80 - 果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たもの、発酵したもの、アルコールを添加したものを除く。砂糖その他甘味料を添加してあるかないかを問わない。) ¹
0809.10 - あんず (生鮮)	2008.50 - 調製し又は保存に適する処理をしたあんず
0809.20 - さくらんぼ (生鮮)	0812.10 - 一時的な保存に適する処理をしたさくらんぼ。 2008.60 - 調製し又は保存に適する処理をしたさくらんぼ
0809.30 - 桃 (ネクタリンを含む。) (生鮮)	2008.70 - 調製し又は保存に適する処理をした桃 (ネクタリンを含む。)
0809.40 - プラム	0813.20 - プルーン (乾燥)

コーヒー

原材料品	加工品
0901.11 - コーヒー (いったもの、カフェインを除いたものを除く。)	0901.12 - コーヒー (いったものを除く。) (カフェインを除いたものに限る。) 0901.12 - コーヒー (いったものを除く。) (カフェインを除いたものに限る。) (訳者注: 上のタリフラインと重複) 0901.21 - コーヒー (いったもの。カフェインを除いたもの)

	<p>を除く。)</p> <p>0901.22 - コーヒー(いったもの、カフェインを除いたもの。)</p> <p>0901.90 - その他のコーヒー(コーヒー豆の殻及び皮、コーヒーを含有するコーヒー代用物)</p> <p>2101.11 - エキス、エッセンス、抽出物¹</p> <p>2101.12 - エキス、エッセンス、抽出物をもとにした調製品及びコーヒーをもととした調製品</p>
--	---

香辛料

原材料品	加工品
0910.10 - しょうが	<p>2006.00 - 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分</p> <p>2008.99 - 調製し又は保存に適する処理をしたその他の果実及び植物の可食部</p>

油糧種子

原材料品	加工品
<p>12.01 – 大豆（割ってあるかないかを問わない）</p>	<p>1208.10 -採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆のもの）</p> <p>1507.10 – 大豆油の粗油及びその分別物（ガム質を除いてあるかないかを問わない。化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1507.90 – 大豆油の精製油及びその分別物（ガム質をのぞいてあるかないかを問わない。化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>23.04 – 大豆油かす</p>
<p>1202.10 – 落花生（殻付きのもの。いってないものその他加熱による調理をしていないものに限る。）</p>	<p>1202.20 -落花生（殻を除いたもの。割ってあるかないかを問わない。いってないものその他加熱による調理をしていないものに限る。）</p> <p>1208.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1508.10 – 落花生の粗油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1508.90 – 落花生の精製油（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>2008.11 – 調製し又は保存に適する処理をした落花生（砂糖その他の甘味料、アルコールを加えてあるかを問わない。）</p> <p>23.05 – 落花生油かす</p>
<p>1205.10 – 菜種（低エルカ酸のもの。割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>1208.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1514.11 – 菜種油の粗油（低エルカ酸のもの）及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p>

原材料品	加工品
	<p>1514.19 – 菜種の精製油（低エルカ酸のもの）及びその分別物の（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>2306.41 – 菜種油かす（低エルカ酸のもの）</p>
<p>1205.90 – その他の菜種（割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>1208.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1514.91 – その他の菜種油の粗油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1514.99 – その他の菜種の精製油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p>
<p>12.06 – ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>1208.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1512.11 – ひまわり油又はサフラワー油の粗油及びそれらの分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1512.19 – ひまわり油又はサフラワー油の精製油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>2306.30 – ひまわり油かす</p>
<p>1207.60 – サフラワーの種</p>	<p>1208.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1512.11 – ひまわり油又はサフラワー油の粗油及びそれらの分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p> <p>1512.19 – ひまわり油又はサフラワー油の精製油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。）</p>
<p>1207.10 – 油やしの実及びパーム核（割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>1208.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1511.10 – パーム油の粗油及びその分別物（化学的な変性加</p>

原材料品	加工品
	<p>工をしてないものに限る。)</p> <p>1511.90 – パーム油の精製油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。)</p> <p>2306.60 – パーム油かす及びパーム核油かす</p>
<p>1207.20 – 綿実（割ってあるかないかを問わない。)</p>	<p>12.08.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1512.21 – 綿実油の粗油及び分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。)</p> <p>1512.29 – 綿実油の精製油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限る。)</p> <p>1521 – （綿の）植物性ろう</p> <p>2306.10 – 綿実油かす</p>
<p>1207.40 – ごま</p>	<p>12.08.90 – 採油用の種又は果実の粉及びミール（大豆・マスタードの粉及びミールを除く。）¹</p> <p>1515.50 – ごま油及びその分別物</p> <p>2306.90 – その他の植物性の油かす¹</p>

[現在も議論されているその他の提案を参照のこと。]

関税割当未消化メカニズム

1. [最初の監視年において、輸入国が消化率を通報しておらず、又は消化率が[Xパーセント]未満の場合、] 加盟国は農業委員会において関税割当約束に関する特定の懸念を表明でき、この懸念を事務局が管理する追跡登録に登録することができる。輸入国は、表明された懸念を理解し、市場の状況、関税割当の運用方法や、その運用の要素が未消化に貢献しているか否かに関する加盟国の理解を改善するため、すべての利害関係国と関税割当の運用について議論しなければならない。]

2. 未消化メカニズムが開始されると、消化率が2年間連続して[xパーセント]未満に留まる場合、又は当該期間においていかなる通報もなされなかった場合、加盟国は農業委員会を通じて、関係する輸入割当の運用を改めるために特定の措置¹をとるよう、要求できる。輸入加盟国は要求された特定の措置をとるか、又は、輸入加盟国との間でなされる以前からの議論を続けながら、関税割当の消化率を効果的に改善すると考える他の措置をとらなければならない。輸入加盟国が[xパーセント]を超える消化率に到達した場合、これは通報され、事務局の追跡登録上、当該懸念は「解決済」と登録される。

3. 3年目及びその後の監視年の間、以下の要件を満たす3年以上連続した枠の未消化
 - (a) 消化率が、3年連続して[xパーセント]未満に留まり、かつ、
 - (b) 消化率が、先立つ3年の各年の間、少なくとも[yパーセント]の年間上昇率で増加しておらず、かつ、
 - (c) 加盟国が農業委員会において未消化メカニズムの最終段階を開始することを希望する旨発言した場合

4. 輸入加盟国は速やかに次に示す関税割当の運用方法の1つを通じて阻害されないアクセスを速やかに付与しなければならない: (港到着ベース) 先着順、又は要求に応じた自動かつ無条件の許可の付与。これらの2つのいずれかの選択肢を実行するかを決定するに当たり、輸入加盟国は利害関係を有する国と協議を行う。選

¹ 未消化メカニズムに従って輸入加盟国がとる措置や解決策は、国別割当に関して、関税割当の国別の割当を有する加盟国の権利を阻害してはならない。

択された方法は、輸入加盟国によって最低限2年間は維持され、その後は、時宜を得た通報が2年間で提出されている限り、それは事務局の追跡登録上に記録され、当該懸念は「終了」と登録される。]

特別品目を指定するための指標の例示的リスト

1. 当該品目が途上加盟国の主食であること、又は、当該品目が、特に、行政ガイドライン、国の開発計画若しくは政策又は歴史的利用を含む法律や諸規則に基づく途上加盟国の基礎食料群の一部であること、又は、当該品目が国民の栄養又は熱量摂取に大きく資すること。
2. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおける、生の、未加工の、又は加工された形態での当該品目の国内消費の相当割合が当該途上加盟国の国内生産によるものであること。
3. 途上加盟国における当該品目の国内消費が当該品目の世界の総輸出量と比較して大きいこと、又は、当該品目の世界の総輸出量の相当割合が最大の輸出国によって占められていること。
4. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおける当該品目の総国内生産の相当割合が10ha以下の農地又は経営地で生産され、若しくは当該途上加盟国の平均農地面積以下の農地又は経営地で生産されていること、又は、当該品目を生産する農地又は経営地の相当割合が、10ha以下の規模又は当該途上加盟国の平均農地面積以下であること。
5. 特定の地域又は国家レベルにおける、総農業人口又は農村労働力の相当割合が当該品目の生産に従事していること。
6. 特定の地域又は国家レベルにおける、当該品目の生産者の相当割合が、低所得の、資源に乏しい、又は自給の農家(不利な若しくは脆弱な地域共同体や女性を含む。)であること、又は、当該品目の国内生産の相当割合が、特に、干ばつに瀕した、若しくは、中山間の地域を含む不利な地域又は地区で生産されていること。
7. 特定の地域又は国家レベルにおける、農業総生産額又は世帯の農業所得の相当割合が当該品目の生産に由来すること。
8. 世界平均に比し、当該品目の相対的に低い割合が当該途上加盟国において加

工されていること、又は、特定の地域又は国家レベルにおいて、手工業や家内工業、その他の農村価値付加の諸形態を含む、非農業の農村経済活動との連関を通じて、当該品目が農村地区における価値付加に比較的高い割合で資すること。

9. 途上加盟国において、農業関税収入の相当割合が、当該品目に由来すること。
10. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおいて、世帯の総食料支出又は総所得の相当割合が、当該品目に対して支払われていること。
11. いずれかのWTO加盟国により品目別AMS又は青の政策について通報されており、1995年からドーハ・ラウンドの実施の開始日までの間のいずれかの年に、通報を行った当該加盟国によって輸出された品目であること。
12. 途上加盟国の特定の地域又は国家レベルにおいて、当該品目の労働力当たりの又は面積当たりの生産性が、世界の平均的な生産性と比べ、相対的に低いこと。

[熱帯産品及び麻薬代替品リスト]

HS96	品目名
060240	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
060290	生木（根、マッシュルームの菌糸を含む。）
060310	切り花及び花芽（生鮮）
060390	切り花及び花芽（乾燥）
060491	植物の葉、枝その他の部分（生鮮）
060499	植物の葉、枝その他の部分（生鮮のものを除く。）
070190	ばれいしょ（生鮮又は冷蔵）（種芋を除く。）
070310	たまねぎ及びシャロット
070960	とうがらし属又はピメント属の果実（生鮮又は冷蔵）
070990	その他の野菜（生鮮又は冷蔵）
071190	その他の野菜；野菜を混合したもの
071390	その他の乾燥した豆
071410	カッサバ芋（生鮮又は乾燥）
071420	かんしょ
071490	クズウコン、サレップ等（生鮮又は乾燥）サゴやしの髓
080111	ココヤシの実（乾燥）
080119	その他のココヤシの実
080290	その他のナット（生鮮又は乾燥）（殻付き又は又は殻なし）
080300	バナナ（プランテインを含む。）（生鮮又は乾燥）
080420	イチジク（生鮮又は乾燥）
080430	パイナップル（生鮮又は乾燥）
080440	アボガド（生鮮又は乾燥）
080450	グアバ、マンゴー、マンゴスチン（生鮮又は乾燥）
080510	オレンジ（生鮮又は乾燥）
080520	マンダリン、クレメンタインその他これらの交雑種（生鮮又は乾燥）
080530	レモン又はライム（生鮮又は乾燥）
080590	その他かんきつ類（生鮮又は加工）
080711	スイカ（生鮮）
080719	メロン（生鮮）
080720	パパイヤ（生鮮）
081090	タマリンド、パッションフルーツ、ピタハイア及びその他果実（生

HS96	品目名
	鮮)
081190	果実及びナット類 (非加熱) (冷凍)
081290	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット類
081340	その他の果物
081350	ナット及び乾燥果実を混合したもの
081400	かんきつ類又はメロンの皮
090112	いってないコーヒー (カフェインを除いたもの。)
090121	いったコーヒー (カフェインを除いたものを除く。)
090122	いったコーヒー (カフェインを除いたもの。)
090190	いってないコーヒー (カフェインを除いたもの。)
090210	茶 (発酵していないもので、3kg 以下の直接包装したもの。)
090412	こしょう (破碎し又は粉碎したもの) とうがらし属又はピメント属の果実 (破碎し又は粉碎したもの) (乾
090420	燥)
090700	丁子 (果実、花又は花梗)
091010	しょうが
100610	もみ
100620	玄米
100630	精米
100640	砕米
110230	米粉
110620	サゴやしの根の粉及びミール
110630	乾燥した豆の粉及びミール
110814	マニオカでん粉
120210	落花生 (殻付き) (いってないものその他の加熱調理をしていない もの)
120220	落花生 (殻なし) (いってないものその他の加熱調理をしていない もの)
120890	油糧種子の粉
121190	主として食用以外に用いられるその他の植物
121210	ローカストビーン
121299	その他の食用野菜 (こんにゃくを含む。)
130219	その他の植物のエキス
140190	その他の植物性材料
150710	大豆粗油

HS96	品目名
150790	その他の大豆油
150810	落花生粗油
151110	パーム粗油
151190	単純精製されたパーム油
151211	ひまわり粗油及びサフラワー粗油
151219	その他のひまわり油、サフラワー油
151311	ココやし油
151319	その他のココやし油
151321	パーム核粗油及びババス粗油
151329	その他のパーム核油及びババス油
151410	菜種粗油（低エルカ酸のもの）
151490	その他の菜種粗油（低エルカ酸のもの）
151530	ひまし油
151550	ごま油（化学的変性なし）
151620	その他の植物性油（エステル化されたもの）
151710	マーガリン
152190	みつろう
170111	甘しゅ粗糖
170191	しゅ糖（香料又は着色料添加）
170199	精製糖
170310	甘しゅ糖みつ
180310	ココアペースト（全脂）
180320	ココアペースト（脱脂）
180400	ココア脂
180500	ココアパウダー（無糖）
180610	ココアパウダー（加糖）
180620 ¹	ココア調製品（重量が 2 kg を超えるもの）
180631	ココア調製品（塊状、棒状又は包装なし）（重量が 2kg を超えるもの）
180632	ココア調製品（塊状、棒状又は包装あり）（重量が 2kg を超えるもの）
	その他ココア調製品

HS96	品目名
180690 ²	
200190	酢で調製した野菜又は果実等
200410	ばれいしょ調製品（冷凍）

[ウルグアイ・ラウンドで使用された熱帯産品例示リスト]

品目グループとそのサブグループ	4-桁 HS ライン
グループ I: 熱帯産品賓飲料	
(a) 原材料品	0901, 0902, 1801, 1802
(b) 中間加工品 と 加工品	1803, 1804, 1805, 2101
グループ II: 香辛料、花卉又は植物等	
(a) 原材料品	0904-0910, 0602, 0603, 1211, 1301, 1401, 1402, 1403, 1404
(b) 中間加工品 と 加工品	1302, 1521, 3203, 3301, 4601, 4602, 9601
グループ III: 油糧種子又は植物油	
(a) 原材料品 と 抽出物の残留物	1202, 1203, 1207, 2305, 2306
(b) 中間加工品 and 加工品	1208, 1508, 1511, 1513, 1515, 1516, 1518, 1519, 1520
グループ IV: 熱帯産品の根、タバコ、コメ	
(a) 原材料品	0714, 1006, 2401
(b) 中間加工品 と 加工品	1106, 1108, 1903, 2402

1 熱帯産品や麻薬代替品でない原料が大部分を占める、6桁よりも細分化されたタリフラインは除く。

2 熱帯産品や麻薬代替品でない原料が大部分を占める、6桁よりも細分化されたタリフラインは除く。

グループ V: 熱帯のナットと果物

- | | | |
|-----|-------------|------------------------|
| (a) | 原材料品 | 0801, 0803, 0804, 0807 |
| (b) | 中間加工品 と 加工品 | 2006, 2007, 2008 |

グループ VI: 熱帯のゴムと樹木

- | | | |
|-----|-------|--|
| (a) | 原材料品 | 4001, 4403 |
| (b) | 中間加工品 | 4005-4009, 4407-4410, 4412 |
| (c) | 最終加工品 | 4011, 4013-4017, 4414, 4418-4421, 9401, 9403 |

グループ VII: ジュート又は繊維

- | | | |
|-----|-------|------------------------------|
| (a) | 原材料品 | 5303, 5304, 5305 |
| (b) | 中間加工品 | 5307, 5308, 5310, 5311 |
| (c) | 最終加工品 | 5607, 5608, 5609, 5905, 6305 |

[特惠浸食品目の例示リスト]

6 桁 タリフライン	品目名
020130	牛肉（骨付き以外）（生鮮又は冷蔵）
020230	牛肉（骨付き以外）（冷凍）
020312	豚肉（骨付き肉）（もも肉又は肩肉）（生鮮又は冷蔵）
060310	切り花及び花芽（生鮮）
070200	トマト（生鮮又は冷蔵）
070810	えんどう（生鮮又は冷蔵）（殻付き又は殻なし）
070820	ささげ属又はインゲン属の豆（生鮮又は冷蔵）（殻付き又は殻なし）
070990	その他の野菜（生鮮又は冷蔵）（ばれいしょ、トマト及びたまねぎを除く。）
071490	でん粉質を多く含む芋類（カッサバ芋を除く）（生鮮、冷蔵、冷凍又は乾燥。切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）
080290	その他のナット類（生鮮又は乾燥）
080300	バナナ（生鮮又は乾燥）（プランテインを含む。）
080430	パイナップル（生鮮又は乾燥）
080440	アボガド
080450	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥）
080610	ぶどう（生鮮）
080719	メロン（生鮮）（スイカを除く。）
080720	パパイヤ（生鮮）
081090	タマリンド、パッションフルーツ等（乾燥）
081340	その他の果物（乾燥）
090121	コーヒー（いったものに限る。）（カフェインを除いたもの。）
090500	バニラ
090700	丁子（果実、花又は花梗）
100620	玄米
110313	とうもろこしのミール及びペレット
121210	ローカストビーン
150810	落花生粗油
151190	単純精製されたパーム油
151311	ココやし油

6桁 タリフライン	品目名
151321	パーム核粗油及びババス粗油
151590	その他の植物性油脂（化学的変性を行ったものを除く。）（精製してあるかないかを問わない。）
170111	甘しゅ糖（粗糖）
170199	精製糖
180310	ココアペースト（全脂）
180400	ココア脂
190590	パン、ケーキ等のベーカリー製品
200590	その他の野菜調製品
200820	調製したパインアップル（加糖又は無糖。アルコールを含まない。）
200830	調製したかんきつ系（加糖又は無糖。アルコールを含まない。）
200860	調製したさくらんぼ（加糖又は無糖。アルコールを含まない。）
200899	その他の果実とナット（調製をし又は保存に適する処理をしたものに限る。）
200911	冷凍オレンジジュース（発酵しておらず、アルコールを加えていないものに限る。）
200939	かんきつ系のジュース（単一のかんきつが原材料、ブリックス値 21%以上）
200979	りんごジュース（単一のかんきつが原材料、ブリックス値 21%以上）
200980	その他の果実と野菜のジュース（発酵していないもの）
210320	トマトケチャップ
210390	その他のソース
220710	飲料（エチルアルコール製造用に供さないもの）
220840	ラム酒
220890	その他の蒸留酒、清酒、果汁アルコール飲料
230990	飼料用調製品
240110	タバコ（骨除去以外）
240120	タバコ（骨除去）
240130	くずタバコ
240210	葉巻（タバコ含有）

小規模脆弱経済国

1. データは、1999年から2004年までの期間における世界の非農業貿易においてWTO加盟国が占める割合について以前事務局ペーパー(TN/MA/S/18)を作成するために使用された手法に基づいている。個々の加盟国のデータは2007年6月6日付国連商品貿易データベースから抜粋した。相当数の再輸出を除いた世界の輸出入合計は、事務局の2006年国際貿易統計を使用した。この期間が2000年から2005年に更新され、さらに、世界の輸入量を得るため、CIF-FOBに関する調製が産品グループごとに世界輸出に対して適用されているが、これは全体的な結果を変更するものではない¹。各国の平均は、データが存在する年に基づき計算される。

2. 小規模脆弱経済国とは、1999年から2004年までの期間における平均的な割合が、(a) 世界の商品貿易において0.16%以下、(b) 世界のNAMA貿易において0.10%以下、そして、(c) 世界の農業貿易において0.40パーセント以下の国と定義づけられる。

調製

3. 添付のテーブルには、国連経済社会理事会によりLDCと定義された加盟国及びデータのない加盟国を含まない。

¹ CIF-FOBに関する要素はUN Comtradeにおける報告者の対応グループに関する輸入の輸出に対する比率に基づき推定。産品グループごとの世界の輸入量は、産品グループごとのWTOの世界輸出量にこれらのCIF-FOBの要素を適用して求め、さらにWTOの世界総輸入量にもたらされる数値を調製することによって得られたものである。EC25加盟国の内部貿易量は全体から差し引かれている。

WTOのメンバー	世界の商業貿易に占める割合(%)			世界の農業(AOA)貿易に占める割合(%)			非農産品(NAMA)貿易に占める割合(%)		
	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入
全世界 ^a	100	100	100	100	100	100	100	100	100
アルバニア	0.019	0.008	0.029	0.050	0.008	0.087	0.017	0.008	0.026
アンティグアバーブーダ	0.004	0.001	0.007	0.011	0.000	0.020	0.004	0.001	0.006
アルメニア	0.015	0.010	0.019	0.040	0.018	0.060	0.013	0.010	0.016
バルバドス	0.013	0.005	0.020	0.037	0.022	0.050	0.011	0.004	0.019
ベリーズ	0.006	0.004	0.008	0.023	0.029	0.017	0.004	0.001	0.007
ボリビア	0.032	0.032	0.032	0.102	0.143	0.065	0.028	0.025	0.030
ボツワナ	0.057	0.061	0.053	0.075	0.030	0.116	0.056	0.065	0.048
ブルネイ又はダルサラーム	0.050	0.078	0.025	0.029	0.000	0.056	0.053	0.086	0.023
カメルーン	0.036	0.038	0.035	0.112	0.140	0.087	0.032	0.032	0.032
キューバ	0.063	0.034	0.089	0.240	0.223	0.256	0.052	0.022	0.080
ドミニカ	0.002	0.001	0.002	0.007	0.005	0.008	0.001	0.001	0.002
ドミニカ共和国	0.068	0.018	0.113	0.154	0.115	0.189	0.063	0.011	0.111
エクアドル	0.110	0.112	0.108	0.326	0.515	0.154	0.098	0.087	0.107
エルサルバドル	0.051	0.026	0.075	0.173	0.136	0.206	0.044	0.018	0.068
フィジー	0.014	0.010	0.018	0.047	0.055	0.040	0.012	0.007	0.017
マケドニア	0.033	0.026	0.039	0.076	0.069	0.083	0.027	0.024	0.030
ガボン	0.031	0.046	0.017	0.026	0.004	0.046	0.032	0.051	0.015
グルジア	0.014	0.009	0.020	0.052	0.044	0.060	0.012	0.006	0.018
ガーナ	0.057	0.044	0.067	0.221	0.302	0.144	0.047	0.027	0.063
グレナダ	0.003	0.001	0.004	0.009	0.006	0.012	0.002	0.001	0.004
グアテマラ	0.086	0.053	0.116	0.319	0.416	0.231	0.072	0.030	0.110
ガイアナ	0.010	0.009	0.010	0.037	0.052	0.024	0.008	0.007	0.010
ホンジュラス	0.041	0.026	0.056	0.190	0.223	0.160	0.032	0.013	0.049
ジャマイカ	0.044	0.024	0.063	0.114	0.091	0.136	0.040	0.020	0.059
ヨルダン	0.079	0.052	0.104	0.198	0.120	0.269	0.071	0.049	0.092

WTOのメンバー	世界の商業貿易に占める割合(%)			世界の農業(AOA)貿易に占める割合(%)			非農産品(NAMA)貿易に占める割合(%)		
	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入	合計(輸出+輸入)	輸出	輸入
ケニア	0.052	0.037	0.065	0.215	0.314	0.126	0.041	0.019	0.062
キルギスタン	0.011	0.010	0.012	0.029	0.032	0.026	0.010	0.009	0.011
マカオ(中国)	0.049	0.049	0.048	0.055	0.013	0.093	0.050	0.053	0.046
モーリシャス	0.037	0.032	0.041	0.096	0.102	0.090	0.034	0.028	0.038
モルドバ	0.018	0.013	0.022	0.089	0.132	0.051	0.013	0.006	0.021
モンゴル	0.013	0.011	0.014	0.025	0.017	0.033	0.012	0.011	0.013
ナミビア	0.030	0.030	0.029	0.072	0.073	0.070	0.028	0.028	0.027
ニカラグア	0.023	0.012	0.034	0.102	0.129	0.079	0.018	0.004	0.031
パナマ	0.038	0.016	0.059	0.105	0.091	0.114	0.035	0.011	0.056
パプアニューギニア	0.032	0.042	0.023	0.070	0.086	0.056	0.030	0.040	0.022
パラグアイ	0.032	0.022	0.042	0.173	0.280	0.077	0.023	0.005	0.040
セイント又はキッツ又はアンド又はニ ヴィス (セイントクリストファー又はネイビス)	0.002	0.001	0.003	0.006	0.002	0.009	0.002	0.001	0.003
セントルシア	0.004	0.001	0.006	0.016	0.009	0.022	0.003	0.001	0.005
セントビンセント及びグレナ ディーン諸島	0.002	0.001	0.003	0.011	0.009	0.012	0.002	0.000	0.003
スリランカ	0.102	0.092	0.112	0.249	0.284	0.217	0.095	0.081	0.107
スリナム	0.009	0.009	0.011	0.017	0.007	0.027	0.009	0.009	0.010
スワジランド	0.019	0.018	0.019	0.068	0.082	0.056	0.015	0.014	0.016
トリニダード又はドバゴ	0.086	0.102	0.071	0.086	0.072	0.098	0.088	0.107	0.071
ウルグアイ	0.047	0.044	0.050	0.209	0.333	0.096	0.037	0.025	0.048
ジンバブエ	0.037	0.037	0.039	0.151	0.280	0.067	0.030	0.021	0.037

出典: すべてのデータはWTOが推定した世界合計量を除き、UN Comtradeデータベースに由来している。

a EC内の貿易量及び相当量の再輸出は除外されている。

現行の農業協定第10条2に替わり得る新たな条項
輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険

定義

1. 本協定及び他でカバーされる協定¹の下でのすべての他の既存の輸出補助金の義務に従うことに加えて、加盟国は、この条に従って行う場合を除くほか、輸出信用や輸出信用保証又は保険プログラムを供与しないようにする。これらの輸出信用、輸出信用保証、保険プログラム(以下「輸出融資支援」という。)には次のものが含まれる。
 - (a) 直接融資支援(直接信用及び直接融資、リファイナンス並びに金利支援を含む。)
 - (b) リスク補てん(輸出信用保険、再保険及び輸出信用保証を含む。)
 - (c) 専ら債権国からの農産品の輸入に関する政府間信用契約((輸入に伴う)リスクの一部又は全部を輸出国政府が引き受ける場合に限る。)
 - (d) その他のあらゆる形態の、直接的又は間接的な政府輸出信用支援(繰延べ請求及び外国為替リスクヘッジを含む。)
2. この条の規定は、全国的規模のものであるか又は地方的規模のものであるかを問わず、次の事業体(以下、「輸出融資事業体」という。)によって又は当該事業体のために実施される輸出融資支援について適用される。
 - (e) 政府の省、部局又は法定の機関
 - (f) 政府が持分、貸し付け又は損失の引き受けにより関与している輸出融資支援を実施するすべての金融機関又は団体
 - (g) 農産品輸出国貿易企業
 - (h) 政府若しくは政府機関に代わって、又はその指示を受けて活動するすべての銀行その他の民間の信用保険及び信用保証金融機関

条件

3. 輸出融資支援は次に規定する条件に従って実施されなければならない。

¹ しかしながら、補助金及び相殺措置に関する協定の附属書(以下「例示表」という。)I(K)の第2パラは農産物の場合には適用できない。

- (a) 最長償還期間:この協定の下での輸出融資支援の最長償還期間は、貸付期間の開始日²から最終の支払の契約上の日での終了までの期間であり、180日を超えてはならない。先進国には、実施期間の初日又は2010年末のいずれか早い時期から適用される。この協定の署名に先立って実施され、今なお適用がなされており、前述の定義よりも長いタイムフレームで運用されている既存の契約については、農業委員会に通報がなされている限り、契約の最後の日まで適用される。
- (b) 自己資金調達期間:輸出信用保証、保険、再保険プログラムと上記サブパラ1(b)及び(c)に含まれる他のリスクカバープログラムは自己資金調達されなければならない。[4][5]年周期にわたるプログラムの下で課される保険料が同時期の当該プログラムの運営費用と損失をまかなうのに不十分な場合には、これは、プログラムそれ自体が自己資金調達とはいえないと十分に決定できる。加えて、これらのプログラムが前述に規定された条件に適合しているか否かにかかわらず、これで本協定の他の規定や他にカバーされる協定に従うことが免除されるということにはならない。例示表の項目(j)の下で歴史的に[4][5]年の期間に限定されない、もっと一般的に公式化された長期運営経費とプログラムの損失を参照することもあるからである。これらのプログラムが例示表の項目(j)の下で輸出補助金を構成する場合にも、本協定の下で自己資金調達がなされているとはいえないものと見なされる。

特別のかつ異なる待遇

4. 輸出信用を供与する途上加盟国は、次の要素からなる利益を得る資格を有する。

- (a) 最長償還期間:途上加盟国は、実施期間の初日又は2013年末のいずれか早い時期から3年間で段階的に導入し、その期間内で180日からの最長償還期限を完全に実施する。これは次のように達成する。
- (i) 実施期間の初日において、新たな支援に係る最長償還期間は360日とする。
 - (ii) 実施期間から2年後、新たな支援に係る最長償還期間は270日とする。
 - (iii) 実施期間から3年後、最長償還期間は180日が適用される。

² 「貸付期間の開始日」は、積荷が契約に基づき連続的に6ヶ月間の期間行われる場合には、受取国へ商品が到着する加重平均日又は実際の到着日を超えないものとする。

関連する日数の経過後に、上記サブパラ(i)～(iii)で確立された制限の下で実施される既存の支援措置がある場合、当初の期間で運営される。

(b) 自己資金調達: パラ3(b)で規定される自己資金調達期間は、途上加盟国については[6][7.5]年とする。

5. G/AG/5/Rev.8 に掲げられた後発開発途上国と食糧純輸入開発途上国は、基礎的食料の獲得のためにそれらの国に関して360日の返済期間の許可を含む、異なるかつ一層有利な待遇を受けることができる。しかしながら、これらの加盟国が基礎的食料にかかる通常レベルの商業輸入に対する融資、及び/又は、多国間又は地域間の金融機関によって供与された融資の評価において例外的な困難に直面している場合には、540日の償還期間が付与される。

農業に関する協定の新たな第10条の2についての提案
農産品輸出国貿易企業

1. 加盟国は、農産品輸出国貿易企業が、次の規定に従い、かつ、これらの規定に従うことを条件として1994年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解及び他の1994年の関税及び貿易に関する一般協定の関連規定、農業に関する協定の規定並びに他のWTO協定の規定に従って運営されることを確保する。

機関

2. この条の規定により以下に規定される規律において、農産品輸出国貿易企業とは、「1994年のガット第17条の解釈に関する了解¹」に規定されている作業のための定義を満たすものをいう。

規律

3. 加盟国は、2に規定する農産品輸出国貿易企業についての貿易を歪めるような措置の撤廃を確保するため、
 - (a) 食糧援助及び輸出信用に関するものを含むすべての形態の輸出補助金の撤廃と併せ、かつ、これに応じて次のものを撤廃する。
 - (i) ウルグアイ又はラウンド農業協定第1条(e)に規定する輸出補助金であって、現に農産品輸出国貿易企業に対して又は農産品輸出国貿易企業によりウルグアイ又はラウンド農業協定3条3の現行の義務に適合して交付され又はしているもの
 - (ii) 市場における利子よりも低い率で提供される、農産品輸出国貿易企業に対する政府の融資、資本を利用する優先的な機会又はその他の特別な特権であって政府の融資若しくはリファイナンスの制度、借入れ、貸付け若しくは商業借入れ若しくは貸付けに関する政府保証に関するもの

¹ 「政府または非政府の企業（販売に従事する機関も含む）であって、購入及び販売を通じ農産品の輸出又は輸入の水準又は仕向け先に影響を及ぼす排他的又は特別な権利又は特権（法令又は憲法上の権限を含む）を付与されたもの。」前文における「購入及び販売を通じ農産品の輸入の水準又は仕向け先に影響を及ぼす」「権利又は特権」について言及がある場合、輸入に関するこの問題は、それ自体この関連規定の規律下の範疇にある問題ではなく、むしろ、当該作業のための定義の下での輸出の問題に限定されるものと理解される。

(iii) 農産品輸出国家貿易企業が行う輸出販売に関する損失の政府による直接的若しくは間接的な引受け、費用の償還又は農産品輸出国家貿易企業に対して負う、若しくは農産品輸出国家貿易企業が負う債務の軽減若しくは帳消し

(iv) [2013年後における農産品輸出国家貿易企業に対する輸出独占権の行使]

(b) 農産品輸出貿易国家企業による独占権が、(i)から(iii)までの規定を法律上又は事実上実効的に回避するような方法で行使されることのないことを確保する。

特別のかつ異なる待遇

4. [3(a)(iv)]の規定にかかわらず、国内消費者物価の安定性の維持及び食料安全保障のための特権を享受する開発途上加盟国内の農産品輸出国家貿易企業は、この協定及び他のWTO協定の規定に反しない限り、独占権を維持し、又はこれを行行使することを認められる。

5. 途上加盟国が独占権を有した農産品輸出国家貿易企業を有する場合には、その企業の特権保有目的が「国内消費者物価の安定性の維持及び食料安全保障の確保」にあるとみなされなくとも、当該企業はその権利を維持又は行使することを継続することができる。ただし、このような権利付与は、当該農産品の世界輸出に占める当該企業のシェアが5%未満であって、そのシェアが連続する3年の間その水準を超えず、かつ、当該独占権の行使の範囲がこの協定及び他のWTO協定の規定に反しない場合に限られる。

6. いかなる場合でも、後発開発途上加盟国及び小規模脆弱経済加盟国における農産品輸出国家貿易企業は、国内消費者物価の安定性の維持及び食料安全保障の確保のための特権を享受しているかどうかにかかわらず、当該独占権の行使の範囲がこの協定及び他のWTO協定の規定に反しない限り、農産物輸出に関する独占権を維持し、又はこれを行行使することが認められる。

監視及び監督

7. 農産品輸出国家貿易企業を有する加盟国は、毎年、農業に関する委員会に対し、当該企業の性質及び活動に関連する情報を通報する。当該通報は、実効的に透明性を確保するため、標準的なWTOにおける慣行及び通常の商業上の秘密の保

護に関する考慮に適合し、1に規定する企業に対して付与されるすべての排他的又は特別な権利又は特権についての時宜を得た、かつ、透明性のある情報の提供であることを必要とする。加盟国は、他のWTO協定の規定に基づき通報される場合を除くほか、金融の性質を有するものを含むすべての特別な権利及び特権により農産品輸出国家貿易企業に対して与えられるすべての利益を通報する。他の加盟国からの要求がある場合、農産品輸出国家貿易企業を有する加盟国は、通常の商業上の秘密の保護に関する考慮を行うことを条件として、当該企業による農産品の輸出販売並びに輸出された製品の種類、量、輸出価格及び輸出先に関して要求された情報を提供する。

農業に関する協定の新たな第10条4についての提案
国際的な食糧援助

1. 加盟国は、国際的な食糧援助(以下「食糧援助」¹という。)の適切な水準を維持すること、食糧援助の受益国の利益を考慮すること及び本条の規定が緊急事態における食糧援助の提供を意図せずして妨げないことについての約束を再確認する。加盟国は以下の規律に完全に則って食糧援助が行われることを確保し、また、それによって、食糧援助による商業上の代替を防止するという目的を確保する。

全ての食料援助の取引に適用される一般的規律

2. 加盟国は、すべての食糧援助が、次の規定に従って行われることを確保する。
 - (a)食糧援助はニーズに対応して行われる。
 - (b)食糧援助は完全に贈与の形をとる。
 - (c)食糧援助は農産品又は他の产品及びサービスの商業的輸出と直接的にも間接的にも関連付けられない。
 - (d)食糧援助は供給加盟国による市場開発の目的と関連付けられない。
 - (e)食糧援助として提供された農産品は、どのような形態でも再輸出することができない。ただし、実施手段上の理由であって、緊急事態にある他の国に対して迅速に食糧援助を実施するためであれば、当該再輸出は本条の規定に則っている緊急食料援助の取引の不可分の一部として行われることが認められる。

¹他に定めがある場合を除くほか、食糧援助の語は、現物及び現金双方による食糧援助の提供を指すものとして用いられる。

3. 食糧援助の提供は、現地の市場における同種の産品又は代替産品の状況を十分に考慮して行われる。加盟国は、現地又は地域における同種の産品又は代替産品²の生産に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある状況においては、現物による食糧援助の提供を差し控える。加盟国は、可能な限り現地又は地域の供給源から食糧援助のための調達を行うことを奨励される。ただし、当該市場における基礎的な食糧の入手可能性及び価格が不当に害さないことを条件とする。加盟国は、現金による食糧援助の提供を一層増大させることに向けた最大限の努力を行うことを約束する。
4. 上記パラ2の規定に則った付帯条件なしの現金による食料援助は、本条に則っているものと見なす。
5. 受益国政府は、当国領域内における食糧援助活動の組織、調製及び実施において一義的な役割及び責任を有する。

緊急事態における食糧援助の取引のための更なる規律(セーフボックス)

6. 緊急事態における食糧援助の提供に対し、意図しない障害が生じないことを確保するため、そのような状況において提供される食糧援助(現金によるものであるか、現物によるものであるかを問わない。)は、セーフボックスの範囲に含まれ、したがって、本条に則ったものとみなされる。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。
 - (a) 援助を受けようとする国又は国際連合の事務総長が緊急事態の宣言を行うこと。又は、
 - (b) 国、世界食糧計画及び国連統一アピール又はプロセスを含む関連する国際連合の機関、赤十字国際委員会及び国際赤十字又は赤新月社連盟並びに関連する地域的若しくは国際的な政府間機関又は伝統的にこれらの機関と協力して活動しており、権威のある非政府の人道的団体からの緊急アピールがなされること。及び、

いずれの場合においても、世界食糧計画を含む関連する国際連合の機関、赤十字

² この義務が厳密に適用されることで、下記パラ 6 から 10 の下で想定される緊急事態において現物による食糧援助に関する真の需要に対し十分にかつ効率的に対応するための加盟国の能力を意図せず阻害する効果を有する状況があり得ることが考えられる。従って、そのような緊急事態において、加盟国がこの義務の厳密な適用から除外されることが認められ得るが、緊急性自体の性質に基づく必要かつ不可避な結果として、厳密な規律の適用の下活動することで、加盟国が食料援助のニーズに効果的に対応するための能力が明らかに減じられてしまうような場合のみに、厳密に認められるものである。さらに、加盟国は、どのような場合でも、下記パラ 6 から 10 の規定に則った現物による食料援助の供給により、現地又は地域における生産に対する如何なる悪影響を避け、又は、仮に係る状況下で避けられないのであれば、最小化する責務がある。

国際委員会及び国際赤十字又は赤新月社連盟によるニーズ評価が行われること。³

7. 上記パラ6に示された緊急事態宣言又はアピールの発動後、ニーズ評価の結果が出るまでの期間は、この協定の規定の適用上、3月間とする。もし当該食料援助が上記パラ6に示された条件を満たすことができないと加盟国が考える場合、当該期間が経過するまでの間は、これらの根拠に基づき紛争処理を開始することはできない。(ただし、ニーズ評価に責任を有する関連する国際連合の機関が、この期間のうち否定的な評価を与えていないことを条件とする。)この期間のうち又はこの期間の終了までに、関連する国際連合の機関が肯定的なニーズ評価を行い、またパラ6のその他の条件が満たされた場合には、本条のその他の全ての関連規定にも則ることを条件に、当該食糧援助はその後セーフボックスにとどまるものとなる。
8. 後発開発途上加盟国において、輸送と配送という唯一の目的のために明白な必要性がある場合を除いては、セーフボックス内の援助につき、現金化は認められないこととする。そのような現金化は、商業上の代替を避け、または、これが実行可能でない場合にはすくなくとも最小化できるよう、もっぱら援助受益国である当該LDCの領域内で行われることとする。
9. 透明性を確保するため、援助の受益国は、6月毎に事後通報を行うことが求められる。
10. 本条のその他の規定に継続的に則ることを条件に、パラ6に則った食糧援助は、緊急事態が発生した後の継続的な真のニーズについての評価において緊急事態が継続する限り供給される。関連する国際連合の機関がそのような判断を行う責任を負う。

非緊急事態における食糧援助の取引のための更なる規律

11. セーフボックスに含まれない消費の現物による食糧援助は、上記パラ1から5までに規定された規律に加えて、次の(a)から(c)までのすべての基準を満たさなければならない。
 - (a) 国際連合を含む国際的若しくは地域的な政府間機関により実施されるニーズ評価に基づいていること。当該ニーズ評価においては、援助受益国が関与していなければならない、また当該援助受益国と協力して働いている非政府の人道的団体が関与することができる。
 - (b) [慢性的な飢餓や栄養不足をの原因となる食糧不足の状況を解消するた

³ ニーズ評価は、援助受益国の政府が関与して行われるべきであり、関連する地域の政府間組織又は非政府組織が関与することもできる。他方、後者がそのように関与する場合、関連する国際連合の機関は、ニーズ評価の行動及びその最終承認につき責任を有する。

めに供与されること。従って、そのような食糧援助が、特定された食糧不足の団体の栄養上の必要性に対応するものであること。

(c)商業上の代替を防止する、又は少なくとも最小限に抑える目的に基づき常に供与されること。この文脈における商業上の代替は、加盟国による現物による食糧援助の供与が、同じ品目又は直接的に競合する品目について、援助受益国における通常機能している市場において生じ得る商業取引を実質的に代替させる場合に生じる。

12. 現物による食料援助の現金化は、[禁止される]許容される[唯一、後発開発途上国や食料純輸入開発途上国に対する食糧援助の輸送や配送を手当するために必要な場合である⁴⁵。しかしながら、そのような現金化は、援助受益国である後発開発途上国又は食料純輸入開発途上国の領土内でのみ実施される。加えて、商業上の代替は避けられるべきであり、もしこれが実行可能ではない場合、少なくとも最小化される。][援助受益国である途上国に対し食料援助を配送することに直接的に関係する活動のために手当するために、又は途上国における低所得で又は資源の乏しい生産者に対する農業生産に投入される要素の調達のために]。

監視及び監督

13. 食糧援助を供与する加盟国は、毎年、農業委員会に対し、以下のデータ[]を通報する必要がある。

⁴ 陸地に囲まれた加盟国の場合、上記に加えて、領土外の陸続きの最終的な荷下ろし港から、目的地の国境までの輸送・配送のため。

⁵ 加盟国が、この規定の下では実行されない現金化が含まれる食糧援助の供与を求める場合、提示される取引（又は取引のプログラム）について、書面での通報を専門家からなる常任委員会及び農業委員会に回付しなければならない。このような通報においては、提示される取引の説明、提示される取引のあらゆる詳細事項、どのように商業上の代替が回避され、又はもしこれが可能でない場合、少なくとも最小化されるように提示されているのかを含む、あらゆる状況が書面で特定されなければならない。専門家からなる常任委員会は、通報を受領して14日以内に、当該事項について他の関心を有する関係者から14日以内に受領される意見書の提出を求めなければならない。その後、専門家からなる常任委員会は、30日以内に提示された取引について判断を下さなければならない。いかなる提示された取引も拘束力のある判断が出されるまでは停止される。

監視及び監督

新第17条 農業に関する委員会

この協定により農業に関する委員会を設置する。委員会はこの協定の諸規定及び特に次に掲げる事項に関するこの協定の目的の促進を実施するために必要な任務を遂行する。

- (i) この協定に係る市場アクセス、国内支持及び輸出競争における譲許され規則に基づく約束についての加盟国による実施のモニタリング
- (j) この協定に基づく加盟国の約束の枠組の範囲内での農業貿易における改革計画に関する協議のための定期的会合の開催
- (k) 本協定に関連して物品理事会又は上位機関が決定するもの以外のその他の任務の遂行
- (l) 以上の任務を遂行するために適切とされる補助機関、諮問委員会又は作業部会の設置

新第18条 監視と監督

- 5. 農業に関する委員会は、改革計画の下で協議された約束の実施の進捗について検討する。
- 6. このため、農業に関する委員会は、この協定の関連する全ての規定に係る加盟国の譲許され規則に基づく約束の遵守についてモニターするため、詳細で正確な毎年の必要情報とともに、包括的な通報手続を考案するものとする。この手続はこの協定の発効後[1月]以内に委員会により採択され、全ての加盟国は遅滞なくこれに従うこととする。後発開発途上加盟国は、[5]年間通報義務の遵守を延期できる。技術的専門性又は資源の不足によりこのような遵守が妨げられている場合、事務局は要求に応じて関連する技術的支援を提供し、通報の際求められる要件の遵守

を促進することとする。

7. 委員会は、この協定の発効から[3]年後及びその後必要に応じて、この通報手続の改善に向けて提言を行うため、その運用及び遵守について見直すこととする。
8. 検討の過程は、加盟国が提出した通報に基づいて公式会議により農業に関する委員会が実行することとし、加盟国は、この協定に規定する改革計画に係る約束の実施に関連する任意の問題を提起する機会を与えられることとする。委員会は、改革計画に関連する特定の問題について、加盟国間での特別協議及びテーマ別検討を促進し円滑化を図ることとする。
9. 透明性を強化するため、各加盟国に機密情報の公開が要求されない限りにおいて、各加盟国はこの協定の範囲内にある貿易政策問題及び国内農業規制に関して、利害関係を有する加盟国からの全ての妥当な照会に対して情報提供を行う責任を負う一の照会窓口を指定することとする。
10. いかなる加盟国も、他の加盟国によって通報されるべきと判断されるいかなる措置について、農業に関する委員会に対して注意喚起することができる。
11. 検討の過程において、加盟国は、国内支持約束を遵守するための加盟国の能力に対して過度のインフレーション率が及ぼす影響に十分に配慮することとする。
12. 事務局は、委員会による監視及び監督の任務の遂行を支援するため、通報その他入手可能で信頼できる情報に基づいたこの協定の運用についての年次報告のほか、検討の過程を円滑にするため求められ得る文書を用意することとする。
13. 委員会の権限の下で適用可能な通報手続、監視及び監督に関するより詳細な規定は、附属書にとりまとめられる(今後完成予定)。[加盟国からの提案は、新たに届いたものも含めて、検討のテーブル上にある。]